

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

愛知大学大学院法務研究科法務専攻

平成 26 年 10 月

愛 知 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	6
第3章	教育方法	19
第4章	成績評価及び修了認定	26
第5章	教育内容等の改善措置	37
第6章	入学者選抜等	40
第7章	学生の支援体制	49
第8章	教員組織	55
第9章	管理運営等	67
第10章	施設、設備及び図書館等	71
第11章	自己点検及び評価等	74

**本自己評価書は、平成25（2013）年度までの実績を基に
記載してあります。**

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
愛知大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地
愛知県名古屋市
- (3) 学生数及び教員数
学生数：33 人（平成 26 年 5 月 1 日現在）
教員数：15 人（うち実務家教員 6 人）

2 特徴

愛知大学大学院法務研究科法務専攻（以下、当法科大学院という）は、愛知大学建学の精神に基づいて「地域社会に貢献するローヤー」の育成を目標としており、司法試験でも一定の成果を収めてきた。これまでの司法試験合格者は 111 名にのぼり、各年度の合格率の平均は 39.1%となっている。こうして、司法試験に合格した当法科大学院の修了者は、関係者から信頼される法曹として実務上の能力を発揮しており、弁護士会活動などの社会活動においても、社会に貢献する実績を積んできている。

当法科大学院は、こうした目的を達成するために、日々改善の努力を続けているが、現時点における特徴をまとめると、以下のとおりである。

第 1 に、当法科大学院では、学生定員 30 名（2015 年度より、学生定員 20 名への変更が決定済み）に対し専任教員 15 名という体制で、きめの細かい少人数教育が行われている。教員は学生指導に非常に熱心で、教員と学生の関係が非常に近く、親密なことが特徴である。学生は、授業終了後の教室、メール、研究室来訪等、あらゆる方法で教員に質問し、教員は熱心にこれに答えている。また、教員は 1 人 1 人の学生を掌に置き、それぞれの個別事情に応じた個別指導を行うことが可能となっている。教員間の情報交換も活発に行われており、学生の状況に応じた指導の工夫・改善に関する教員間の意見交換も、科目ごとに、あるいは科目の枠を超えて、日常的に行われている。全専任教員の参加する教授会、FD 協議会においても、教育指導の改善に関する議論が頻繁に行われている。

第 2 に、基礎の理解を重視するとともに、修了時には十分な応用能力をも学生が身につけられるよう、段階的発展的教育プログラムが構築されている。すなわち、1

年次には、主要な法律基本科目について、初めて学ぶ学生にとっても基礎が分かりやすく理解できるよう配慮された教育が行われている。そして、2 年次（既修 1 年次）からは演習が中心となり、徹底した双方向・多方向の授業により、具体的な事案を解決する能力、応用能力を涵養することが目指されている。3 年次（既修 2 年次）は、総合演習も取り入れられ、全般的な最後の総仕上げが行われる。この一連の教育課程を通じて、学生は基礎をしっかり身につけ、多彩な法的紛争を自らの力で解決することのできる発展的応用能力を身につけることが期待されている。

第 3 に、学習環境においても、学生が学習しやすい環境が整備されている。法科大学院図書室は年中無休で 24 時間利用が可能であり、その中に学生 1 人あたり 1 席の専用キャレルデスクが用意されている。このため、学生は、キャレルデスクで自習している時に必要が生ずれば、すぐに法科大学院図書室の蔵書を手元にとって利用することができる。また、学生には 1 人 1 台、学習に必要なソフトがプレインストールされた専用のノートパソコンが貸与されている。有線 LAN、無線 LAN によって、学内のどこからでもインターネットに接続できる環境が整備されており、種々のデータベースにアクセスすることも容易である。また、全ての教職員・学生にメールアドレスが割り振られ、瞬時に連絡可能な環境が整備されている。このため、メールを利用した学生の教員に対する質問も頻繁に行われている。学生が自主ゼミを行うために必要な教室も、十分に確保されている。大人数の場合は、ゼミ室、講義室等を予約することができ、少人数の場合は、予約なくミーティングルームを利用することもできる。

第 4 に、学内に弁護士法人愛知リーガルクリニック法律事務所が設けられており、同法律事務所との連携で臨床実務に関する教育も活発に行われている。学生は、同法律事務所の無料法律相談に立ち会うことができ、一部の科目では立ち会いが必須の履修内容とされている。また、同法律事務所の適切な事件があれば、学生もこれに参加して研修することができる。そのほか、愛知県弁護士会の協力も得て、「臨床実務」の講義やエクスターンシップ、「消費者救済法」の講義など、学生が実務を学ぶカリキュラムが豊富に用意されている。

Ⅱ 目的

【愛知大学法科大学院の概要】

愛知大学の建学の精神を要約すると、①世界文化と平和への貢献（平和主義）、②国際的視野を持った教養人の養成（国際化）、③学問、文化の地域貢献（地域社会への貢献）、④多様な学生の受け入れ（生涯学習社会への対応）である。このことは、当法科大学院が目指そうとしている法曹像と密接にかかわる。

愛知大学法科大学院が目指している法曹像を具体的に挙げれば、

- ①「地域社会に貢献するローヤー」の養成
- ②「ホーム・ローヤー」の養成
- ③「ビジネス・ローヤー」の養成、である。これを少しく敷衍すれば、以下のようになろう。

（１）地域社会に貢献できる法曹の養成を目指す。愛知大学設立趣意書（建学の精神）には、中部日本には法文科系の大学が存在しなかったことから、この地方には大学設立の要望が強く、この要望に応えることが本学設立の「特殊ノ意義」であるという。つまり、本学はこの中部地方の文化に貢献し、有為なる人材を養成すること、すなわち「地域貢献」が建学の精神の重要な柱なのである。したがって、愛知大学法科大学院の使命は、質の高い法的サービスをこの地域に提供することにあるといえる。

（２）ホーム・ローヤーの養成を目指す。21世紀における法曹は、市民にとって利用しやすい「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべきことが期待されており、市民生活から生じる法的諸問題について、身近に必要な法的サービスを提供しなければならない。たとえば、離婚、子の認知などの家庭関係事件をはじめ、交通事故、消費者問題などの日常生活から生じる民事紛争のほか、家庭内暴力、ストーカー行為などの刑事・少年法関係の相談にも応える法曹の養成が必要となる。

（３）ビジネス・ローヤーの養成を目指す。わが国は、諸々の構造改革を通じて規制緩和を推進し、行政の不透明な事前規制を廃して事後監視・救済型社会への転換を図ってきた。また21世紀はグローバル化が深化し、企業の活動領域が一段と拡大している。このような企業活動に関連して生じる複雑で多岐にわたる法律問題について、専門的かつ適切な企業実務教育を行うことは極めて重要であり、国際的に活躍できる法曹を養成する。

【愛知大学が目指す法曹の資質】

愛知大学法科大学院では以下のような資質を備えた法曹を育成したい。

（１）専門的な法的知識の修得

法曹には、まず専門的な法的知識の修得が不可欠である。この場合の専門的な法的知識とは、基本六法などの基本法についての法的知識にとどまらず、基本法から派生・展開する法分野や先端的な法分野における一定の法的知識の修得も含まれる。むろん、これらはあくまでも法科大学院において行われるべき教育の基本であり、基礎法学の素養、隣接諸科学の知識もあわせ教育する必要があることはいふまでもない。

（２）法的思考力、法的分析力、法的表現能力、法的交渉能力などの養成

法的知識だけでは、法曹として決して十分ではない。法的知識を駆使しながら、問題となっている事実関係を的確に分析し、どのようにして法的紛争を解決するのかを思考し、それを論述したり、相手と交渉したりする能力を身につける必要がある。また、ある場合には現状を批判的に検討し、創造する能力も必要となるであろう。したがって、当法科大学院では、こうした諸能力の育成に努めたい。

（３）豊かな人間性と鋭い人権感覚の涵養

法的知識を習熟し、かつ法的諸能力に優れていても、「法の支配」の担い手である法曹に豊かな人間性と鋭い人権感覚が欠けるならば、それは愛知大学の目指す法曹とはほど遠いものになろう。プロフェッショナルとしての責任感や倫理観、さらには社会に貢献するという自覚の涵養を図る。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

当法科大学院は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院であり、司法試験、司法修習と連携した高度専門教育機関として設置認可された。その教育理念は、

1. 「法の支配」の理念を実現する
2. 「国民の社会生活上の医師」としての役割を果たす

という2点に集約される。ここにいう「法の支配」とは、法で権力を制御することにより国民の権利・自由の擁護を狙いとする原理であり、その担い手である法曹には不可欠の理念である。また、「国民の社会生活上の医師」とは、日常のさまざまな法律問題に関して身近に相談を受け、的確な助言、助力を与えられる法曹の姿を表わしたものであり、次世代の法曹の果たすべき重要な役割のひとつといえるものである。当法科大学院は、中部地区に根ざしながら、この2つの理念の実現に努めている。【解釈指針 1-1-1】

上記の理念を実現するために、専門的な法知識はもちろん、問題となる事案の事実関係を的確に分析し、法的紛争を解決するための法的な思考力、表現能力及び交渉能力、そしてプロフェッショナルとしての責任感や倫理観、といった資質を備えた法曹の育成が必要であると考えている。具体的には、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という使命に基づき、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域に提供する「地域社会に貢献するローヤー」の養成を目指している。このようなローヤーとしては、主として以下のようなタイプのローヤーを想定している。

1. 地域社会に貢献するホーム・ローヤー

市民生活から生じる法的諸問題に関して、身近で必要とされる法的サービスを提供する社会生活上の医師としてのローヤー

2. 地域社会に貢献するビジネス・ローヤー

グローバル化に対応して領域を拡大する企業活動に関連して生じる複雑多岐な国際的・国内的な法律問題について、専門的に適切なサービスを提供するローヤー

以上のように、当法科大学院の教育の理念及び目標は、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合している、といえる。

以上の教育の理念・目的については、当法科大学院のパンフレット、ホームページ、ガイドブックで明確に示され、当法科大学院の教職員及び学生に周知するとともに、広く社会に公表しているといえる。《別添資料ガイドブック P1～3、パンフレット P2～3、ホームページ「HP:法科大学院の理念・目的」》【解釈指針 1-1-1-2】

基準 1－1－2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準 1－1－2 に係る状況）

当法科大学院の年次ごとの入学者数（様式 2）と司法試験合格者数は《別添資料 1－7》の通りである。このように、当法科大学院は、毎年、順調に司法試験合格者を輩出している。《別添資料 1－7》で明らかのように当法科大学院の修了生で司法試験に合格した者のほとんどは、司法修習を終え、法曹として社会で活動しており、弁護士となった修了生の大半は、地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤーの道を歩んでいる。《別添資料 1－2 P13》

また、（様式 2）でわかるように、当法科大学院の原級留置者及び退学者等の状況は、近年、漸増しつつあるものの、それほど多いわけではなく、法曹養成機関としての教育が適格に行われ、結果として有為な人材を社会に送り出しているといえる。

以上のように、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む）並びに修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）、その他必要な事項を総合勘案して判断すれば、当法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているといえる。《別添資料ガイドブック P1、パンフレット P2、ホームページ P3「HP:法科大学院の理念・目的」》【解釈指針 1－1－2－1】

法務研究科（理念・目的と 3 つのポリシー）

【基準 1 理念・目的】

愛知大学専門職大学院学則

（目的）

第 1 条 この学則は、愛知大学学則第 6 条第 2 項の規定にもとづき、愛知大学大学院（以下「本大学院」という。）に設置する専門職大学院について、必要な事項を定める。

第 2 条 本大学院の専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 前項の専門職大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

法務研究科法務専攻

3 前項の法務研究科法務専攻は、法曹に必要な知識及び能力を養成するための教育を行うことを目的とする。

【基準 4 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

本法科大学院では、次の 3 つの資質を備えた法曹養成を目指します。

（1）専門的な法的知識の修得

（2）法的思考力、法的分析力、法的表現能力、法的交渉能力などの養成

（３）豊かな人間性と鋭い人権感覚の涵養

所定の年限を在学し、本法科大学院が教育の理念及び目的に基づいて設定した所定のカリキュラムに沿った教育を受け、必要修得単位を含む所定の単位を修得することを、学位授与の要件とします。

【基準４ 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

本法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきものとされています。本法科大学院では、そのために必要な授業科目を開設し、体系的にカリキュラムを編成しています。

①教育課程の構成

法曹養成のためのカリキュラムは、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の４つの科目群に分かれています。

法律基本科目は、コモンベアシックとなる科目群です。実務基礎科目は、法律家としての実務上の技能、実務知識、職業倫理などを修得させるための科目群です。理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置しています。基礎法学・隣接科目は、幅広い視野と知識を身につけさせるための科目群です。展開・先端科目は、新しい法分野、あるいは実務の中から生成されている法分野などを修得するための科目群です。

②教育課程の特徴

初学者（純粋未修者）にも経験者にも配慮したカリキュラム構成です。法律基本科目には十分な時間をとり、必要なことは繰り返し学習します。基本を重視し、基礎的素養と考える力を養うとともに、演習等で応用力を身につけます。実務基礎科目では、「臨床実務Ⅰ・Ⅱ」「ローヤリング」「法文書作成」「民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」「刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」等、多彩な実務基礎科目で実務に対する関心を高め、実務家としての基礎的能力も身につけます。展開・先端科目では、その分野の研究者教員に加えて、当該法分野の実務に精通している実務家教員が教育に携わります。この展開・先端科目には多くの充実した科目を配置することによって、学生の多様な希望進路に応じるようにしてあります。

授業内容・スケジュール及び成績の評価方法はシラバスに明記され、厳格に適用されています。ガイドラインに基づく成績評価により、厳正な進級判定及び修了判定が行われています。

【基準５ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）】

入学者の受入れについては、司法制度改革の主旨から「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案して、次のアドミッション・ポリシーでのぞみます。

1. 建学の精神である、地域社会に貢献するローヤー（地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー）を目指す学生を受け入れること。
2. 多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させること。
3. 入学者の適性をはかるために、多様な観点から公平かつ客観的に評価すること。
4. 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力などの資質を備えていること。
5. 将来、法曹としての豊かな人間性や感受性を備えていること。

また、法学部以外の学部出身者や社会人なども入学者の3割以上として、多様な人材の確保に努めます。

2 特長及び課題等

(1) 特長

当法科大学院の司法試験合格率は、2006年、2008年、2009年そして2013年の司法試験合格率は全国有数のレベルであり、有為な人材を地域社会に送り出してきた。この点で、当法科大学院が目標とする、地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤーの養成という目的は一定程度達成されているといえることができる。

(2) 課題等

反面、当法科大学院の司法試験合格率は、2010年、2011年に低下し、教育体制の充実と教職員・学生の努力により、2013年は合格率を押し上げたが、引き続き地域社会へ有為な人材を送り出す機能を維持するためにも更なる努力が必要である。

さらに、原級留置者、除籍・退学者は、増加傾向にあり、これについては、率直に反省せざるを得ない。

今後の課題としては、司法試験合格率を上げると共に、原級留置者、除籍・退学者数を減らしていくために、教育力のさらなる強化が必要とされよう。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

当法科大学院では、法理論教育と実務との架橋を実践するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。授業科目の種類として、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の4つの科目群がある。

このうち、法律基本科目は主として研究者教員が担当し、法曹としての実務に必要な専門的な法知識などの前提となる、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の各分野の基礎的な法知識を身につけることができるようにするとともに、課題・レポートなどを通じて、思考力、分析力、表現力等を涵養している。

この際、各科目において、基礎的科目、演習科目、総合演習科目を順番に配置（例えば憲法の場合、1年次に「憲法Ⅰ・Ⅱ」、2年次に「憲法演習」、3年次に「公法総合演習」・「法務総合演習」）するようにし、法学未修者でも無理なく段階を踏んで専門的法知識や思考力、分析力、表現力を身につけることができるよう配慮している。

さらに、特に法曹としての実務に必要な専門的知識、分析力、表現力や職業倫理を涵養するために、実務基礎科目に実務的な色彩の強い科目を配置し、主として実務家教員が担当するとともに、理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置している。なお、実務基礎科目の中でも、「法曹倫理」、「法情報調査」、「民事訴訟実務基礎Ⅰ」及び「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」は必修としている。基礎法学・隣接科目には、幅広い視野と知識及び、豊かな人間性の修得にとって不可欠な科目を配置している。

また、基礎法学・隣接科目には、「法学の基礎」、「法哲学」、「法制史」、「比較法」、「法律英語」、「法律中国語」、「政治学」などの科目を、展開・先端科目には、「労働法」、「倒産法」、「知的財産法」、「経済法」、「環境法」及び「国際関係法」などの科目を配置し、人間性の面でも、法的知識の面でも、いわゆる「幅の広い」法曹を養成するよう心掛けている。《別添資料ガイドブック P1～9、パンフレット P2、P8～9》【解釈指針2-1-1-1】

以上のように、当法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されており、学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されているほか、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われているといえる。【解釈指針2-1-1-2】

基準 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきものとしている。当法科大学院では、そのために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。

授業科目の種類として、以下のような4つの科目群を配置している。

(1) 法律基本科目

コモンベーシックとなる科目群で、そのほとんどを必修科目としている。1年次には、基本科目のうち、憲法、民法、商法、刑法を中心として満遍なく学習できるようなカリキュラム構成をとっている。法律基本科目は、さらに、つぎのように4つの科目(系)に分かれる。【解釈指針 2-1-2-1】

a) 公法系(憲法、行政法などの分野に関する科目)

b) 民事系(民法、商法、民事訴訟法などの分野に関する科目)

c) 刑事系(刑法、刑事訴訟法などの分野に関する科目)

d) 総 合(公法系、民事系、刑事系分野のまとめとなる科目)

(2) 実務基礎科目

法律家としての実務上の技能、実務知識、職業倫理などを修得させるための科目群。実務的な色彩の強い科目が配置されおり、主として実務家教員が担当している。具体的には、「法情報調査」、「臨床実務」、「法曹倫理」、「民事訴訟実務基礎」、「刑事訴訟実務基礎」及び「ローヤリング」などである。実務基礎科目については、理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置している。【解釈指針 2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

幅広い視野と知識及び、豊かな人間性の修得にとって不可欠な科目群。具体的には、「法学の基礎」、「司法制度論」、「法哲学」、「法制史」、「比較法」、「政治学」、「法情報学」、「法律英語」、「法律中国語」及び「地域社会と法」を開設している。

【解釈指針 2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

新しい法分野、あるいは実務の中から生成されている法分野などを修得するための科目群。2年次から履修できる。これらの分野については、その分野の研究者教員に加え

て、当該法分野の実務に精通している実務家教員が教育に携わっている。この展開・先端科目には多くの充実した科目を配置することによって、学生の多様な希望進路に応じるようにしている。それらを大別すれば、①公法関係科目、②民事関係科目、③国際関係科目、④その他科目となる。どのような法曹像を目指すかによって、①、②、③、④を学生が選択し履修することが可能となっている。《別添資料 ガイドブック P 4～5、パンフレット P 8～9、シラバス》【解釈指針 2－1－2－4】

基準 2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2-1-3に係る状況)

当法科大学院では、(基準 2-1-2に係る状況)にて記述したように、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に分類して配置し、各授業科目については科目区分にしたがって適切に開設している。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目は、すべて法律基本科目において、開講されている。

実務基礎科目において開講されている「民事訴訟実務基礎Ⅰ」、「民事訴訟実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎Ⅰ」及び「刑事実務基礎Ⅱ」は、それぞれ法律基本科目の「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」と深い関連を有するものである。しかし、「民事訴訟実務基礎」は民事訴訟法の講義で学んだ知識を前提に、要件事実論及び事実認定の手法を学習し、訴状及び答弁書を作成することで、民事訴訟法の適用場面を具体的にイメージできるよう心掛けている。「刑事訴訟実務基礎」は、事件記録の教材を使用して、具体的事件の流れに沿って実務を学ぶものであり、事実認定や証人尋問の方法・技術も学習の対象としており、模擬裁判も実施している。

展開・先端科目において開講されている「憲法訴訟論」、「行政の諸領域と法」及び「特別刑法」などの科目は、それぞれ法律基本科目の憲法、行政法、刑法と深い関連を有するものである。しかし、「憲法訴訟論」では、具体的な憲法裁判を素材にしてケースメソッドの手法で、違憲判断の方法や憲法判断の準則、人権制約法規の違憲審査基準の理論について学習する。「行政の諸領域と法」は、法律基本科目の「行政法」では取り扱わない警察法、公企業法、都市法、環境行政法などの法領域を扱うこととしている。「特別刑法」は、「刑法Ⅲ」（「刑法各論」等が対象とする）で学習する刑法典上の犯罪以外の、様々な特別法上の処罰規定の主要なものを概観し、その内容や規律の特色、及び法定刑の特徴につき、刑事政策的観点を随時視野に入れつつ講述・討議する科目である。

このように、法律基本科目に当たる授業科目が、展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設されることがないように、十分留意して、授業内容を設定している。

《別添資料ガイドブック P 4～5、パンフレット P 8～9、シラバス》【解釈指針 2-1-3-1】

平成 24 年度実施の認証評価実施時に、基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「法学の基礎Ⅰ」及び「法学の基礎Ⅱ」について、教育内容が法律基本科目の内容と相当部分において重複しているため、基礎法学・隣接科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある、と指摘を受けたが、法律基本科目への科目群の変更も視野に入れ、カリキュラム検討委員会において検討している。展開・先端科目に配置されている「企業法務Ⅰ」と、「捜査・公判法務」について、教育内容がそれぞれ、法律基本科目、法律実務基礎科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある、と指摘を受けた。この件について法務研究科教授会にて検討をした結果、平成 25 年度の法務研究科教授会にて、翌 26 年度からのカリキュラムでは、本科目の抹消を決定するに至った。また、「英米法Ⅰ」及び「英米法Ⅱ」が展開・先端科目に配置されているため、基礎法学・隣接科目に配置されるよう区分整理をする必要があるとの指摘についても検討を重ね、法務研究科教授会としては、科目の内容を整理した上で、「英米法」の 1 科目に統合し、科目群を基礎法学・隣接科目に変更することを決定した。

基準 2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

当法科大学院においては、下記のように教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目を開設している。この中より学生は 108 単位を修得することで修了となる。

- (1) 法律基本科目……………科目数；29 科目 単位数；70 単位
- (2) 実務基礎科目……………科目数；10 科目 単位数；20 単位
- (3) 基礎法学・隣接科目……………科目数；13 科目 単位数；26 単位
- (4) 展開・先端科目……………科目数；43 科目 単位数；86 単位

法律基本科目はコモンベーシックとなる科目群であり、そのほとんどを必修科目としている。1 年次には、基本科目のうち、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法につき、基礎的科目を配置し、各分野の基礎的知識を満遍なく修得できるようなカリキュラム構成をとっている。2 年次では行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎的科目を配置すると共に、春学期及び秋学期に演習科目を配置し、応用力を身につけることができるようにしている。3 年次では、春学期に「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」を、秋学期には「法務総合演習」を配置し、各分野の学習内容を踏まえ事例解決能力を涵養することができるようにしている。

実務基礎科目は実務的な色彩の強い科目であり、また理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置している。なお、実務基礎科目の中でも、法曹倫理を涵養する「法曹倫理」、法曹としての最も基礎的な専門技能を修得するための「法情報調査」、民事訴訟の基本的構造に関する理解を深める「民事訴訟実務基礎Ⅰ」及び刑事訴訟実務の基礎的対応能力を身につける「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」は必修科目とし、その他の科目は選択必修科目としている。

基礎法学・隣接科目については、幅広い視野と知識及び、豊かな人間性の修得にとって不可欠な科目群であるため、すべてを 1 年次に選択必修科目として開設している。

展開・先端科目は、学生の多様な希望進路に応じるようにするため、ほとんどの科目は 2 年次からの選択必修科目として履修ができるようにしている。

以上のようなカリキュラム編成により、当法科大学院の『「法の支配」の理念を実現する』、『「国民の社会生活上の医師」としての役割を果たす』という教育理念、『基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命に基づき、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域に提供する「地域社会に貢献するローヤー」の養成』という目標を達成することは十分に可能であると考えられる。

《別添資料ガイドブック P1～12、パンフレット P2、8～9、ホームページ「HP:カリキュラム」》

基準 2-1-5：重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10 単位

(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32 単位

(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12 単位

（基準 2-1-5 に係る状況）

当法科大学院における法律基本科目の必修単位数については下記のとおりとしている。

(1) 公法系科目…必修 12 単位

(2) 民事系科目…必修 32 単位

(3) 刑事系科目…必修 14 単位

(4) 総合科目……必修 4 単位

標準単位数を 8 単位超過しているが、上限 8 単位増の範囲内であり適切である。

愛知大学専門職大学院学則の第 26 条（履修登録単位数の上限）《別添資料 1-1 P238》において、法科大学院における 1 年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限を 36 単位と定めている。法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、2011 年度より従前の民法Ⅰ（3 単位）及び民法Ⅱ（3 単位）をそれぞれ、民法Ⅰ（4 単位）及び民法Ⅱ（4 単位）に単位数を 2 単位分増やすと共に、従前は 2 年次第 3 セメスターに配置の民事訴訟法（4 単位）を 2011 年度より 1 年次第 2 セメスターに民事訴訟法Ⅰ（4 単位）として配置した。この結果、法学未修 1 年次に配当される法律基本科目の必修単位数は合計 6 単位増となっている。《別添資料ガイドブック P 4、62～67、ホームページ「HP：カリキュラム」》

平成 24 年度実施の認証評価実施時に、選択科目として置かれている授業科目「民法Ⅳ」については、親族法・相続法を取り扱っていることから必修科目とすることが望ましいため、実態として学生全員が履修している状況にあるものの、必修化を検討する必要がある、と指摘を受けた件についてカリキュラム検討委員会において、必修化を検討し修了要件・進級要件などとの係りもあるため、教育課程全体の見直しと関連規程の変更に着手した結果、平成 26 年度より必修化することを決定した。

基準 2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

（法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

（基準2-1-6に係る状況）

（1）基準2-1-6（1）について

アについては、実務基礎科目に「法曹倫理」（2単位）を3年次春学期に必修科目として独立した科目として開設している。授業のテーマとして、弁護士・裁判官・検察官の倫理に関する諸問題を検討しながら、あるべき法曹の姿を探究することにより、法曹としての生き方を考え、鍛えることを目標としている。

イについては、実務基礎科目に「民事訴訟実務基礎Ⅰ」（2単位）を2年次春学期に必修科目として開設し、要件事実と事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業を行っている。

ウについては、実務基礎科目に「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」（2単位）を2年次秋学期に必修科目として開設し、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業を行っている。

（2）基準2-1-6（2）について

アについては、実務基礎科目に「民事訴訟実務基礎Ⅱ」（2単位）と「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」（2単位）を選択必修科目として開設している。これらの科目では車道校舎の法廷教室にて、学生を主体とした模擬裁判授業、双方向授業を実施し、裁判実務について理解することを目的としている。

イについては、実務基礎科目に「ローヤリング」（2単位）を選択必修科目として開設している。講義では弁護士が身につけるべき依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の理論と実務を、模擬体験（ロールプレイ）をも取り入れて学び、法律実務の基礎的技能を修得することを目標としている。

ウについては、実務基礎科目に選択必修科目として開設されている「臨床実務Ⅰ」（2単位）と「ローヤリング」（2単位）において、学内に設置している弁護士法人愛知リーガルクリニック法律事務所と連携し、弁護士の指導監督のもと無料法律相談に立会う実習を行っている。なお、正規の授業科目として設定されていないが、弁護士法人愛知リーガルクリニック法律事務所が受任した事件で適切なものがあれば、適宜希望する学生を募って、弁護士の指導のもと事件関係者との打ち合わせ、接見や法廷傍聴等に学生を参加させ、事件の解決へ向けての過程を実践的に学ぶという取組も行っている。

エについては、実務基礎科目に「臨床実務Ⅱ」（2単位）を選択必修科目として開設している。学生は、2週間にわたり法律事務所でエクスターンシップを実施し、実際の実務の概要に触れ、理論と実務の架橋を目指している。授業の第1回目には事前講義を実施し、守秘義務等を中心に注意事項を説明したうえでエクスターンシップに臨むこととしている。

以上の「民事訴訟実務基礎Ⅱ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」、「ローヤリング」、「臨床実務Ⅰ」及び「臨床実務Ⅱ」に加え、実務基礎科目の「法文書作成」（2単位）の中から4単位を選択必修としている。

なお、オについては、「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」が開設されていない。

(3) 基準2-1-6 (3) について

「法曹倫理」(必修科目・2単位)として、独立した授業科目として開設している。また、前述の「臨床実務Ⅰ・Ⅱ」及び「ローヤリング」などの授業科目においても、法曹倫理に留意した教育を行っている。

(4) 基準2-1-6 (4) について

アについては、実務基礎科目に「法情報調査」(2単位)を必修科目として開設している。「法情報調査」では第一に、法令、判例、学説等の探索・整理・分析の技法、判例の意義・読み方等、法曹としての最も基礎的な専門的技能を学ぶ。具体的には法情報とは何か、法情報はどこにあり、どのように入手するかという知識を修得し、更に法条文、判例、学説、文献などを実際に調べ入手するという情報処理技術を演習形式で修得する。第二に、ICTの有用性を法律学学習に取り入れることも重要な目的とする。コンピュータ・リテラシーの一つとして、オンライン・データベース及びインターネット上での検索技術を習得し、将来ICTを駆使して実務がこなせる法曹を育成することを目指して講義を進める。

イについては、実務基礎科目に「法文書作成」(2単位)を選択必修科目として開設している。講義では、法律実務で必要とされる法文書作成能力を習得することを目的とし法律実務家として求められる最低限の法文書作成能力を習得する。学生は文書作成を行い事前に担当者に提出した上で、講義に臨む。

《別添資料 シラバス》

(5) 実務家教員と研究者教員の協力について

実務基礎科目の「民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」及び「刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」については、実務家教員だけでなく、研究者教員も担当教員として加わり、両者の共同授業として取り組んでいる。毎年度、シラバス作成の段階から研究者教員と実務家教員が共同で授業計画・授業内容について検討を行い、講義実施に向け取り組んでいる。また各回の講義においても、研究者教員と実務家教員が講義の進度、学生の理解度等について検討し、共同して授業にあたっている。「法曹倫理」等の他の実務基礎科目についても、担当の実務家教員が研究者教員と相談してシラバスを検討するなど、両者の協同が図られている。【解釈指針2-1-6-1】

基準 2－1－7：重点基準

基準 2－1－2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－7に係る状況）

当法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、「法学の基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「司法制度論」（2単位）、「法哲学」（2単位）、「法制史」（2単位）、「比較法」（2単位）、「政治学」（2単位）、「法情報学」（2単位）、「法律英語Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「法律中国語Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）及び「地域社会と法」（2単位）の13科目を開設し、そのうち4単位を選択必修科目としている。《別添資料ガイドブック P62～67、パンフレット P8～9、ホームページ「HP:カリキュラム」》

基準 2-1-8：重点基準

基準 2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2-1-8に係る状況）

愛知大学法科大学院が目指している法曹像は、①「地域社会に貢献するローヤー」、②「ホーム・ローヤー」及び③「ビジネス・ローヤー」であり、専門的な法知識はもちろん、問題となる事案の事実関係を的確に分析し、法的紛争を解決するための法的な思考力、表現能力及び交渉能力、そしてプロフェッショナルとしての責任感や倫理観、といった資質を備えた法曹の育成を目指している。こうした法曹を養成するために、展開・先端科目を①公法関係科目、②民事関係科目、③国際関係科目、④その他科目に大別し、①の公法関係科目には13科目、②の民事関係科目には18科目、③の国際関係科目には11科目、④その他科目には「研究論文指導」の1科目を配置し、学生が目指す法曹によっていずれかを重点的に履修することが可能となっている。これらの授業科目のうち、12単位を選択必修としている。《別添資料ガイドブック P62～67、パンフレット P8～9、ホームページ「HP:カリキュラム」》

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

当法科大学院の授業科目は、半期（春学期または秋学期）において完結することを原則とし（いわゆるセメスター制度）、そのうえで、各授業科目は1回の講義時間を90分とし（これを2時間とする）、学期末定期試験を除いた週1回開講15週（15回、30時間）にわたる授業科目について、これを2単位としている。

なお、法律基本科目の、民事系科目「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「商法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅰ」と総合の「法務総合演習」については、授業で取り扱う範囲とその内容に鑑み、週2回開講15週（30回、60時間）にわたる授業科目とし、これを4単位としている。

集中講義については、春学期と秋学期に集中講義期間として3.5週設定し、この期間内に、1回の講義時間を90分（これを2時間とする）とした授業を15回（集中講義試験は除く）開講している。したがって、各授業科目における授業時間等は大学設置基準第21条から第23条の規定に照らして適切である。

また休講が発生する場合は、教員に「休講届」提出を義務付けている。車道教学課では休講届の内容をデータ入力し、学生にユニバーサルパスポートならびに掲示板で通知している。補講については「補講届」の提出をうけ、学生に補講日を通知している。これらの届け出は車道教学課でデータ管理し、学修に必要となる授業期間を遵守するようにしている。《別添資料ガイドブックP39、出講案内P4》

	春学期	秋学期	計
講 義	15週	15週	30週
試 験	1.5週	1.5週	3 週
集中講義	3.5週		3.5週
計			36.5週

2 特長及び課題等

(1) 特長

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにつき、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、各授業科目は適切な科目区分にしたがって開設されている。各科目区分においても、開設が必要とされる授業科目、その授業内容、標準とされる単位数、必修・選択必修・選択の別、年次配当などについても、適切に設定されている。また、各授業科目における授業時間等も、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されている。

(2) 課題等

法律実務基礎科目については、「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」が開設されていない。当法科大学院は規模が小さいため、大規模校に比べると、先端・展開科目の科目数が少ないことは否めない。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

2012年度における当法科大学院の授業科目で、同時に授業を行う学生数が一番多い科目は、春学期開講の「刑事法総合演習」であり、その履修者数は34名（再履修者・研究生・科目等履修生含む）である。これを上回る科目は存在せず、全ての科目において、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実践するにあたり適切な規模が維持されていると言える（様式1）。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】なお、当法科大学院ガイドブックの「Ⅳ 学業に関する諸事項」の3. 履修の手続き⑧《別添資料ガイドブック P40～41》では、「履修者数が3名未満であった場合は、教授会の議により、当該授業科目の開講を取り止める場合がある」とし、極端に履修者数が少なくならないようにしている。これは、このような場合には、双方向授業の実施に関してはこれ以上ない条件が整ったと言える反面、多方向授業の実施は事実上不可能となることも考慮したものである。しかしながら、（様式1）の履修登録者一覧表からも窺われる通り、特に展開先端科目を中心に、履修者数が1名から数名の授業も実際には存在している。上記ガイドブックの記載にもかかわらず、履修者数が少ない場合であっても、機械的に開講取り止めにすることはしていないからである。こうした履修者数の少ない授業では、担当教員が授業中も常に学生との対話に心がけ、学生の個別的状況を十分に把握した上で、当該受講者にとって最も適切な内容と方法で授業を行うことを心がけており、密度の高い教育が行われていると言える。

なお、当法科大学院では、正規の受講生以外に科目等履修生と研究生も、当該科目を受講することができるのであるが、科目等履修生の出願にあたっては、出願を志望する理由を記載した書面を提出してもらい、「当該科目担当教員が審査を行い、専門職大学院教授会の議を経て履修を許可する」（専門職大学院科目等履修生規程第4条）ことになっている。このようにして、科目等履修生の履修許可は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限定されるよう運用されている。また、研究生については、当法科大学院を修了した者（実際には、修了して司法試験に合格するまでの者）に限られている（専門職大学院研究生規程2条）ので、一般的にその履修が不適切と言える場合は少ないのであるが、これについても、「研究生は、専門職大学院の各研究科教授会の選考を経て、これを学長が許可する。」（同5条3項）とし、愛知大学法科大学院研究生選考細則4条1項において、「研究生は、教学指導及び施設（キャレルデスクの数、教育職員の人数、教室の席数等）の観点から、適正な人数を保つものとする。」とされているとおり、学生の履修登録状況等も考慮して、履修許可を判断している。なお出願の審査及び手続きについては、募集要項等に明記して出願者に周知するようにしている。【解釈指針3-1-1-3】

基準 3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準 3－1－2 に係る状況）

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、最少人数で1人、最多人数で19人となっている。当法科大学院の2013年度入学定員は現在30人であり、50人を基準とした学生数で授業を実施する必要すら存してない。もっとも、3年次の「法務総合演習」をはじめとした総合演習科目については、原級留置者（再履修者）の存在により、履修登録者数が多少増加はするものの、上記一覧表で確認できる通り、いずれも2013年度においては50名を下回る数にとどまっており（特に、3年次配当科目である「公法総合演習」は12人、「民事法総合演習」は13人、「刑事法総合演習」は13人及び「法務総合演習」は15人〔最大受講者数となる民事系授業の場合〕）、少人数教育を徹底し、双方向・多方向の授業を展開するという基本方針を実現する上でほぼ支障のない範囲にとどまっている。そのため、各演習科目では、担当教員が特に必要と個別に判断しない限り、クラス分割をせずに授業を進行している。【解釈指針 3－1－2－1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

まず、(1)については、演習をはじめとする多くの科目で、多数の事例・設例を利用した双方向・多方向授業が行われている。2～3年次の演習科目においては、事前にレポート(簡単な設例に対する解答の概要)の提出を要求し、授業時にはそれをきっかけとした報告者による発表や、教員あるいは他の学生との間での質疑(双方向・多方向の授業)を行うことが一般的に行われている。事前にレポートの提出を求めるのは、①学生の適切な予習をサポートするため、②教員において学生の理解の水準や多くの学生が間違えているところ等を的確に把握するため、③実務家としての文書作成能力を涵養するため、等の趣旨に基づくものである。なお、公法系の演習科目においては「バズセッション」(クラスを数人単位のグループに分けて議論させ、その結論を全体に報告しあう討議方法)も意欲的に導入され、多方向での議論も促進するよう工夫がなされている。それ以外の演習科目においても、問題の処理に際して意見の分かれうるポイントを特に重点的に取り上げ、学生各人の多様な見解を探り、それらの適否を討議的に考察するよう担当教員間の共通認識をFD協議会での議論などを通じて図っている。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

法学未修者1年次の科目においても、双方向・多方向の授業を行うよう心がけているが、学生の習熟度や学修のテーマによっては、機械的に双方向・多方向の授業で終始することが適切でない場合もある。そこで、双方向の授業を行う場合であっても、学生の基礎的問題に対する理解度をその場で確認する発問を適宜発することにより、学生の理解度を確かめながら授業を進めるよう工夫したり、随時小テストを実施して学生の理解度を確認したり、法的思考の訓練をする機会を与えるよう配慮している。また、発展的思考を行うための基礎となる基本的知識や基礎的理解をしっかりと身につけさせるためには、講義方式で授業を行った方が効果的なこともあるので、必要に応じてできる限り分かりやすい講義を心がけるようにしている。【解釈指針3-2-1-4】

法律実務基礎科目である「臨床実務Ⅰ」、「臨床実務Ⅱ」及び「ローヤリング」においては、法律相談の立会等に際しての参加学生による関連法令の遵守確保や守秘義務等に関する指導が、事前に時間を取ってなされており、「臨床実務Ⅱ」において実施されるエクスターンシップにおいては、担当教員と研修先の実務指導者との連絡・協議に基づいて実施され、最終的な合否判定及び成績評価については、研修先からの報告を基礎とし

つつも、最終的には担当教員自身の評価によってなされている。もちろん、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生が、研修先から報酬を受けることは一切ない。【解釈指針 3-2-1-5】

(2) については、毎年4月のオリエンテーション期間までに授業時間割表を学生に提示するとともに、法科大学院ガイドブックを配布し、年間の行事予定を知らせている。各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、法科大学院ガイドブックやポータルサイトにシラバスを掲載し周知している。また、オリエンテーションでは、新入生だけでなく在學生も対象にして科目ガイダンスを実施しており、教員が担当する授業科目についての説明を行っている。また、3年次の総合演習科目については、初回授業、あるいは事前の課外時間をオリエンテーションに充て、当該科目の授業内容及び方法、成績評価の基準と方法について、担当教員からの説明と受講予定者との質疑、さらには2年次までの当該学年における学修上の問題点を踏まえて受講予定者に必要な学習方法や担当教員による講義及び質疑がなされている。

(3) については、学生の予習・復習が充実できるように時間割を設定している。いずれの曜日も、5時限目で授業は終了し、その後は授業が実施されていない。5時限目は18時00分に終了する。5時限目に授業の入っている曜日は、春学期は週3日、秋学期は週4日である。そして、学生が特定の曜日に履修科目が集中することのないような時間割の設定に心がけている。なお、学生の自学自習をサポートするためにチュータ制度を導入しており、チュータによる自主ゼミは、正課の授業が終了した後である18時00分以降（土曜日は午後）の時間帯に行なわれるのが通常であるが、参加は任意である。

また、学生が独自に企画して学生のみで参加で開催される各種の自主ゼミも、多数取り組まれており、学生同士が自主的に授業の予習・復習をはじめとする学習を相互の議論に基づき効果的に行なう試みも活発と言える。大学としては、車道校舎6階にあるミーティングルーム6室及び同11階にあるゼミ授業用の小教室等を施設借用できるようにし、そのような自主的なグループ学習の場を提供している。

また、車道校舎5階の法科大学院専用図書室の中に、学生1人に対し1つの専用キャレルデスクが設置されており、学生はこれを24時間365日、年中無休で利用することが可能となっている。このように、学生のゆとりある学習環境の整備が図られている。そして、学生全員にノートパソコンが貸与されており、キャレルデスクや教室において有線LANまたは無線LANによるインターネット接続が可能である。このことにより、データベースへのアクセス等、様々な資料の検索がいつでも容易に行えるようになっている。さらに、教員及び学生全員に自己の「パブリック・フォルダ」が与えられ、ファイルの共有ができるため、授業に関する資料の迅速な入手や交換が可能である。また、教員及び学生全員に自己のメールアドレスが割り振られており、学生からの教員に対する質問、これに対する教員からの回答、授業に関する連絡、学生相互間あるいは学生・教員間の連絡等が、電子メールによって瞬時に行なわれている。さらには、オフィスアワーの設定により、学生が教員の研究室を直接訪問して、授業に関する質問や学修上の相談を気楽に行える配慮がなされているが、実際にはオフィスアワー以外の時間帯にも、学生が教員の研究室を訪問して質問や相談を行うことが活発に行われており、学生と教員との間の距離が非常に近くなっているのが特徴である。《別添資料 パンフレット P12～13、出講案内 P18》【解釈指針 3-2-1-6】

集中講義は、すべて夏季休暇期間など通常講義期間及び定期試験期間を外した期間に実施するようにしている。そして、同一科目の1日あたりの授業時間数につき、以前は1日4時限設定されることもあったが、2012年度からは、学生が予習復習の時間を確保できるようにするため、1日3時限以内にとどめている。また、集中講義と試験実施日

までの間には少なくとも2日以上の間隔を置くようにしている。【解釈指針3－2－1－7】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

（基準3-3-1に係る状況）

当法科大学院では、予習・復習に十分な時間を確保し、授業内容の確実な理解が可能となるように、1年間に履修することができる単位の上限を愛知大学専門職大学院学則《別添資料 ガイドブック P74》の第26条及び専門職大学院（法科大学院）授業科目履修規程の6条第1項及び第2項で規定し、法科大学院における1年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は36単位（集中講義科目を含む。以下同様）としている。【解釈指針3-3-1-1】ただし、最終年度にあつては1年間44単位としている。【解釈指針3-3-1-2】なお、中央教育審議会特別委員会報告の提言を受け、2010年度第2回法務研究科教授会（2010年4月14日開催）において、法学未修者が1年次の1年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限を、従来の36単位から42単位に変更する旨決定し、翌2011年度より実施している。これは、「民法Ⅰ」と「民法Ⅱ」をそれぞれ3単位から4単位へと増加させるとともに、従前は2年次第3セメスターに配置の民事訴訟法（4単位）を2011年度より「民事訴訟法Ⅰ」（4単位）として1年次の第2セメスターに配置したものである。この結果、法学未修1年次に配当される法律基本科目の必修単位数は合計6単位増となっている。【解釈指針3-3-1-1】当法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、かつ108単位以上の単位を修得していることである。《別添資料 ガイドブック P75》この修了要件との関係で、教育上有益と認めるときは、①他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、②外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位、③入学前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を、いずれも36単位を限度として課程修了に必要な単位として認定することができるとしている。原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限は、原級留置となった年次（最終年次含む）の履修登録科目単位数の上限と同じとしている。【解釈指針3-3-1-3】

なお、愛知大学法科大学院は、標準修業年限を3年と定めている。長期履修制度については導入していない。【解釈指針3-3-1-4】

	未修者コース	既修者コース
1年次	42単位 (36単位+6単位)	
2年次	36単位	36単位
3年次	44単位	44単位

2 特長及び課題等

(1) 特長

愛知大学法科大学院は学生定員 30 名（2012 年度時点）という少人数教育が十全に図られうる環境を活かし、1 年次の授業から 3 年次の総合演習科目、あるいは実務基礎科目に至るまで、学生全員と顔なじみとなる環境において、各学生の理解度や論理的思考能力の充実度について細かく把握し、その認識に基づいた授業の内容改善が常に意識された形で教学がなされていると言ってよい。それは、個々の学生から担当教員等に対して、授業後あるいはオフィスアワー等の時間に直接質問がなされたり、電子メールによって随時疑問点や授業の進行に関する問い合わせがなされたり、教員によって迅速に誠意ある返答がなされたりしていること等からも窺われよう。教員が学生への教育サービスの観点を絶えず忘れずに日々の業務を行なっていることも、他の法科大学院と比較して顕著な積極的事実として指摘することができる。

また、愛知大学車道校舎内に、弁護士法人愛知リーガルクリニック法律事務所が置かれており、臨床実務教育については同事務所との密接な連携が図られている。法律実務基礎科目である「臨床実務Ⅰ」において実施されている無料法律相談への立会いについても、同事務所が行う無料法律相談が活用されているため、学生は法律相談立会いのための移動に格別の時間を要することなく、その分、他科目の予習復習に時間を充てられるようになっている。

2013 年度より、弁護士法人愛知リーガルクリニック法律事務所は三遠南信地域において、原則講義のほとんどない週末を利用して無料の法律相談を実施しており、これにも同じく学生が立ち会う機会がある。講義の出席にはほとんど影響を与えない配慮をしている。

(2) 課題等

課題としては、双方向・多方向の授業をする場合、講義方式より一定の時間を必要とすることが多いこと、基礎的理解が十分でない学生には所期の学習効果が期待できない場合もあること、教員がまだ不慣れな面もあること等の事情により、今後も一層の改善の余地があることである。この点については、FD 等の取り組みを強める中で、引き続き改善の努力を強めていきたいと考えている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（1）成績評価基準の設定と周知

当法科大学院では、学生の能力及び資質が客観的かつ厳正に評価できるよう、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」第6章に成績評価に関する規程を置いているほか、「学生の成績評価に関するガイドライン」を設けて次のような具体的な成績評価の基準を定めている。《別添資料 ガイドブック P47～48》

教員は各学期の開始にあたり、当該授業の成績評価の方法について、①総合評価、②試験評価、③平常評価のいずれの評価を行うかを定め、総合評価の場合には平常点や小テスト、課題、発言などをどのような割合で評価するかといった点も併せて、シラバスにおいて学生に告知しなければならないことになっている。また、成績評価の基準として、合格者と不合格者の判定は当該科目の合格基準を満たしているかどうかを絶対評価するものとし、担当教員は科目合格基準の指針をシラバスに記載すると共に、成績評価後速やかに具体的成績評価基準を学生に開示することとなっている。成績評価は素点により行うが、学生に対しては、素点のみならず、S・A・B・C・Fの各成績評価も示される。当該科目において抜群の学習成果を示した者をS、当該科目において優秀な学習成果を示した者をA、平均的な学習成果を示した者をB、当該科目の合格基準を満たしているが、当該科目につき追加的指導を必要とする者をC、不合格者をFとして評価する。科目の性質によりこのような区分が適切でないもの、具体的には、「法曹倫理」、「法情報調査」、「民事訴訟実務基礎Ⅱ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」、「ローヤリング」及び「臨床実務Ⅰ・Ⅱ」については、合格（G）、不合格（F）をもって評価している。《別添資料 1-1 P216、P219》

また、厳正な成績評価を実施するため、S評価の比率は成績評価対象者の5%を、A評価以上の比率は、Sを含めて成績評価対象者の25%を越えてはならないこととしている。但し、いずれも成績評価対象者が所定の人数を下回る科目にあっては（S評価については19名以下、A評価については3名以下）、右規程にかかわらず、1名に限ってS評価ないしA評価を行うことができる。さらに、C評価以下の者に対しては、試験以外に一定の指

導を行うこととしている。【解釈指針4-1-1-2】

以上の成績評価の基準については、期末試験の成績評価依頼に毎回ガイドラインを同封することにより、非常勤教員を含めた全教員への周知徹底を図っている。また、上記の規程ならびにガイドラインは、学生に毎年配布する法科大学院ガイドブック《別添資料 ガイドブック P47～P49》に掲載しているほか、成績の評価方法と成績評価の基準に関わる規程については、法科大学院パンフレット《別添資料 パンフレット P11》にも記載され、一般に公表されている。

なお、双方向・多方向の議論の中で法的思考能力を養うためには、授業への出席が不可欠であることから、期末試験受験資格としての次のような授業出席要件を定めている。1 授業科目（2 単位科目）につき、原則として 4 回以上欠席した者（4 単位科目の場合は 8 回以上）は、期末試験受験資格を喪失する。但し、正当な事由により授業に出席できない場合は、証明書等を添付の上、「講義欠席届」を担当教員に提出した時は、出席したものとみなす。なお、事由の如何に関わらず、授業への出席が 10 回（4 単位科目の場合は 20 回）に満たない場合は、期末試験受験資格を失う。《別添資料 ガイドブック P47》

授業科目ごとの具体的な成績評価の基準については、各学年の到達目標、すなわち、1 年次から 2 年次春学期には法律基本科目に関する基礎力を醸成すること、2 年次には基礎を踏まえた具体的事件の解決能力とともに実務家としての基礎能力を身につけること、3 年次には発展・応用力を身につけ、実務家として必要な総合力を養うこと、という目標を踏まえ、法科大学院ガイドブック掲載のシラバスにおいて、特に「評価方法」の欄を設けて具体的に明記している。また、成績評価については、オリエンテーションあるいは第 1 回目の授業の冒頭で、各教員が自らの担当科目の成績評価の基準と方法について説明するなど、学生への周知に努めている。《別添資料 パンフレット P11》【解釈指針 4-1-1-1】【解釈指針 4-1-1-2】

（2）基準に従って成績評価が行われていることを確保するための措置

専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程 24 条《別添資料 ガイドブック P42～49》、法科大学院における成績評価に対する異議申立に関する細則《別添資料 ガイドブック P49～51》により、成績評価に不服のある学生には、担当教員に対して一定の期間、異議を申し立て、説明を求める機会が保証されており、これに基づいて行われる担当教員の説明になお不服がある場合には、教授会に対し審査請求をすることができることとされている。また法科大学院における修了認定に対する異議申立に関する規程《別添資料 ガイドブック P49～51》により、修了認定についても同種の制度が設けられている。

【解釈指針 4-1-1-3】

資料（成績評価に対する異議申立件数）

	2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		2013年	
学 期	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
件 数	2	14	1	9	2	0	10	0	1	0	0	0

成績分布に関するデータは、教授会で配布され、教員間で共有されており、偏りのある成績分布がないよう、教員自身による問題の発見、教員の相互監視により是正する機会を確保しているが、ほぼ基準に沿った分布となっていることが確認されている。【解釈指針 4-1-1-3】

また、複数の教員が担当する科目においては、複数で採点をした上でその結果について協議をし、適正な評価を行うよう工夫している。

（３）成績評価の結果の告知

成績評価の結果については、所定の成績発表日以降、車道教学課のカウンターにて、学生個人別の成績表を手渡しすることによって行われる。法律基本科目については、定期試験終了後、担当教員において出題意図、採点基準、講評等を明らかにした書面を作成し、学生にメールあるいは書面で配布するとともに、個人別の成績表を渡す際に、担当教員が添削・講評した答案を返却するようにしている。《別添資料 4-1》

また、オフィスアワーその他の時間を利用して、学生に対してさらに具体的、個別的な説明を実施している教員もいる。そして、成績発表後、自分の答案のどこに問題があるのか、今後どのような勉強をしたらよいか等の質問が、学生から担当教員に対してなされることがあり、すべての教員がこれに丁寧に答えている。

さらに、教授会で配布された成績分布に関するデータが、そのまま学生に対しても掲示されている。【解釈指針 4-1-1-4】

（４）期末試験の実施

授業期間の終了から一定期間をおいて期末試験を実施し、学生が科目全体にわたる復習の時間を確保できるようにしている。期末試験は、原則として試験期間中に行うこととし、学生によって試験科目による負担が異ならないよう配慮しているほか、特定の日に特定の学年の試験科目が集中しないよう時間割の作成にも配慮している。各科目における期末試験の実施方法を事前に掲示にて周知し、学生が十分に準備をしたうえで試験に臨めるようにしている。

（５）再試験、追試験の実施

専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程 14 条《別添資料 1-1 P211～P212》に掲げる事由により定期試験を受験できなかった者については、定期試験終了後に本人の申請に基づいて、定期試験とは別問題で追試験を実施している。この追試験に対応するため、予め追試験期間が設定してある。追試験を受験できる者は、定期試験を受験できなかった理由がやむを得ない事由によるものであるため、その成績評価については、通常の定期試験の場合と同様に扱い、特に不利にも有利にもならないよう配慮している。《別添資料 ガイドブック P43～P44》【解釈指針 4-1-1-5】

2010 年度以前に入学した学生及び 2011 年度に法学既修者として入学した学生については、修了再試験が実施される。これは、3 年次（既修者は 2 年次）春学期の「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」について単位を修得できなかった者のうち、秋学期の「法務総合演習」の単位を修得できた者については、「司法修習を経れば、法曹として活動を始めることができる程度の知識、分析力、思考力」が備わったと評価することが可能であるとの考え方に則り、修得できなかった総合演習科目の再試験を実施するものである。この再試験についても、定期試験とは別問題で、定期試験と同レベルの水準と採点基準により、厳正な採点が行われている。【解釈指針 4-1-1-5】

なお、以前は、「公法総合演習」（2 単位）、「民事法総合演習」（2 単位）及び「刑事法総合演習」（2 単位）の 3 科目とも必修科目であったが、2011 年度入学生（既修コースは 2012 年度入学生）からは、上記 3 科目のうち 2 科目（4 単位）を選択必修にしたことに伴い、修了再試験制度は廃止した。

資料（再試験実施件数）

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
件数	5	1	4	8	11	8	3

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

当法科大学院では、専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程 19 条《別添資料 ガイドブック P44》にて「進級の要件」を定めている。未修者コースでは、1 年次と 2 年次のそれぞれにおいて必修科目の修得単位が 28 単位に満たない者、既修者コースでは、1 年次に必修科目の修得単位が 30 単位に満たない者について、進級を認めていない。原級留置者は、次年次配当の科目を履修できず、既に履修した単位は、成績評価の S、A、G 及び N の成績評価を得た授業科目並びに選択必修科目を除き、認定単位が取り消され、再度履修が必要となる。また進級要件を、休学期間を除いて引き続き 2 年間にわたって充足できなかった者は、当法科大学院の在籍資格を失うこととしている。なお、原級留置者及び休学者については、教学主任が面談指導を行うほか、単位を修得できなかった科目の担当教員においても、個別の面談指導を行うようにしている。また、原級留置者の発生を未然に防止するため、必修科目担当者が、自己の担当科目における成績不振者を対象に面談を実施するよう組織的に取り組んでいる。

進級要件及び留年の取扱いについては、パンフレット《別添資料 パンフレット P11》に掲載し、法科大学院ガイドブック《別添資料 ガイドブック P44》にて詳しい説明をしているほか、新入生オリエンテーションや年度当初のガイダンスにおいても説明し、学生に周知している。【解釈指針 4-1-2-1】

上記制度により原級に留め置かれた者は、2008 年度は 8 人、2009 年度は 8 人、2010 年度は 15 人、2011 年度は 25 人、2012 年度は 39 人、2013 年度は 26 人である。

なお、GPA制度の導入については、かつて、教授会とFD協議会（すべての専任教員が参加してFD問題について協議・検討する会議）にて検討をしてきたが、現状では安定的な教育指導体制の維持、文部科学省からの要請による改善等申請への教授会やFD協議会の対応に迫られていることから、GPA制度の導入については継続して慎重な検討をしている。【解釈指針 4-1-2-2】 ただし、【解釈指針 4-1-2-3】には該当しない。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 基準4-2-1 (1) について

当法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、かつ108単位以上の単位を修得していることである。《別添資料 ガイドブック P39》

この修了要件との関係で、教育上有益と認めるときは、①他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、②外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位、③入学前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を、いずれも36単位を限度として課程修了に必要な単位として認定することができるとしている。もっとも、このような単位認定を行った例はこれまでない。《別添資料 ガイドブック P74》

法学既修者については、愛知大学専門職大学院学則36条《別添資料 ガイドブック P75》により、36単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない期間在学期間を短縮することができることになっている。なお、36単位が上限となっているのは、基準2-1-5のただし書による6単位を、基準4-2-1 (1) ウの30単位に加えたためである。このみなし修得単位については、毎年、入試合格者と既修者認定を決定する教授会において、それに該当する具体的な科目を認定している。2012年度入試においては、1年次配当の「憲法Ⅰ」(2単位)、「憲法Ⅱ」(2単位)、「民法Ⅰ」(4単位)、「民法Ⅱ」(4単位)、「民法Ⅲ」(4単位)、「商法Ⅰ」(4単位)、「刑法Ⅰ」(2単位)、「刑法Ⅱ」(2単位)、「刑法Ⅲ」(2単位)、「民事訴訟法Ⅰ」(4単位)及び「民法Ⅳ」(2単位)の合計32単位を修得したものと認定した。【解釈指針4-2-1-1】

(2) 基準4-2-1 (2) について

修了要件として必要な108単位の内訳は、以下の通りである。

- ① 法律基本科目……………66単位以上
- ② 実務基礎科目……………12単位以上
- ③ 基礎法学・隣接科目……………4単位以上
- ④ 展開・先端科目……………12単位以上
- ⑤ 法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から14単位以上

法律基本科目の内訳は、公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目14単位、総合科目4単位が必修科目であり、さらに「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」から4単位が選択必修科目となっている。《別添資料1-1 P224》

法学既修者については、前記(1)で述べたように、1年次配当の法律基本科目32単位を修得したものと見なされるので、それに加えて法律基本科目から34単位以上を修得しなければ修了することができない。そして、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、修得したものとみなされる単位は存在しないので、上記のとおり、実務基礎科目は12単位以上、基礎法学・隣接科目は4単位以上、展開・先端科目は12単位以上をそれぞれ修得しないと修了することはできない。

（３）基準４－２－１（３）について

修了要件として法律基本科目が 66 単位以上必要であるところ、当法科大学院では法律基本科目が全部で 70 単位しか用意されていないため、仮に法律基本科目を全て履修したとしても、修了要件単位数 108 単位を満たすためには、法律基本科目以外の科目の単位を 38 単位修得しなければならず、これは 108 単位の 3 分の 1 である 36 単位を越えている。なお、法律基本科目以外の科目の内容が、実質的に法律基本科目に当たることがないよう、教学主任においてシラバスを精査の上、担当者に説明を求めるなど、厳正に審査をしている。

（４）GPA 制度について

なお、修了判定に関する GPA 制度の導入についても、現在、教授会と FD 協議会で検討中である。【解釈指針 4－2－1－2】

基準 4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4－2－2に係る状況）

当法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、かつ108単位以上の単位を修得していることである。108単位とされているのは、基準4－2－2に定める102単位の上限に基準2－1－5のただし書による6単位を加えたことによる。

なお、2010年度以前に入学した者ならびに2011年度に法学既修者として入学した者の修了要件は98単位であり、102単位の上限を超えていない。《別添資料 ガイドブック P56、P71～P90》

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

当法科大学院では、法学既修者コースを希望する者（法学未修者コース・法学既修者コースを併願する者を含む）に対し、入学試験時において法律科目試験として5科目（憲法・刑法・民法・商法・民事訴訟法、試験時間は各1時間、配点は各100点）につき、いずれも論文式試験を課している。これらの科目ならびに出題範囲は、既修者認定された者が免除される法学未修者コースの1年次配当科目に対応するものとなっている。法律科目試験の内容は、事前に各年度の募集要項ならびにウェブサイトにて明記する形で、広く受験者に周知している。《別添資料 ホームページ「HP:入試情報」》【解釈指針 4-3-1-2】

法学既修者コースの可否判定の適切性を確保するため、法律科目試験の合計点が一定の点数（おおむね275点程度）に満たない場合は、既修者として認定しないものとしている。また、合計点が一定の点数を満たしている場合でも、特定の科目が一定の点数（40点）を満たしていない場合には、原則として既修者として認定しないものとしている。【解釈指針 4-3-1-1】

なお、法学未修者コース・法学既修者コースを併願する者については、既修者として認定されなかった者も、法学未修者コースとして合格する場合がある。A日程の入学試験において、このような形で法学未修者コースとして合格した者には、B日程の入学試験において法律科目試験を再度受験することを認めており、そこで既修者として認定される場合がある。

入学者選抜の公平性を図るため、本学法学部の試験問題の類題が出題されることがないよう、出題者を複数にし、問題を精査している。また、採点においても、これを複数人で行うほか、解答用紙は唯一記載のある受験番号欄も厳封され、受験者を特定する情報は一切記載されておらず、受験番号は車道教学課において厳重に管理されているので、不公平を生ずる恐れがない。【解釈指針 4-3-1-1】【解釈指針 4-3-1-4】

入学者選抜の開放性・多様性を図るため、法律科目試験の内容は、基本的実定法に関する基礎的知識を問う問題を出題し、法学部出身者に限らず、法学既修者として認定を受けようとする全ての受験者に対して均等な機会を提供している。また、入学試験は社会人が受験しやすい土曜日・日曜日に実施しているほか、障がい者を有する者も、障がいの内容や程度に応じて時間延長や別室受験を認めるなど、受験しやすい環境を整備している。さらに、過去の入試問題と出題趣旨、講評をウェブサイトに掲載して公表している。《別添資料 ホームページ「HP:入試情報」》【解釈指針 4-3-1-1】

なお、当法科大学院では、当法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮した既修者の認定を行っていない。【解釈指針 4-3-1-5】

法学既修者コースとして合格し入学した者には、1年次配当の必修科目である「憲法Ⅰ」（2単位）、「憲法Ⅱ」（2単位）、「民法Ⅰ」（4単位）、「民法Ⅱ」（4単位）、「民法Ⅲ」（4単位）、「商法Ⅰ」（4単位）、「刑法Ⅰ」（2単位）、「刑法Ⅱ」（2単位）、「刑法Ⅲ」（2単位）、「民事訴訟法Ⅰ」（4単位）及び選択科目である「民法Ⅳ」（2単位）の合計32単

位を入学時に一括して単位認定している。これは法学未修者コースの1年次に在籍した者が修得できる単位数に相当するものであり、短縮される在籍期間と修得されたものとみなされる単位数との関係は適切なものとなっている。【解釈指針4－3－1－3】【解釈指針4－3－1－6】

なお、「法情報調査」（2単位）は法学未修者コースの1年次配当科目であるが、法情報処理の基本的技能については、従来の学部教育においては必ずしも十分に養成されているとはいえないため、法学既修者についても修得したものと認定せず、入学初年度に履修しなければならないこととしている。

2 特長及び課題等

(1) 特長

当法科大学院の特長としては、第一に、成績評価に関する詳細なガイドラインを作成し、これを全教員に周知徹底すること、成績分布を教授会において回覧し、全体の討議に付すことによって、偏りのある成績分布がないよう、組織的に客観的かつ厳格な成績評価の実現を図っている点が挙げられる。また、学生の成績評価に関するガイドラインならびに各授業科目の評価基準は学生に事前に公表・周知されていると共に、学生に対して出題趣旨や講評、成績分布が、添削答案と共に配布されることにより、評価基準の透明性・客観性が担保され、成績評価に不服のある学生に対しては説明を尽くす制度が整備されている。

第二に、厳格な進級制度が採用されていることである。進級要件自体は特段厳しいわけではないが、原級留置となる学生が毎年一定数出るのは、各学年、配当学期に則した各授業科目の到達度に照らして、成績評価が厳格に行われている証拠であり、これと併せて進級制度が有効に機能しているといえる。

第三に、法学既修者の認定が厳格に行われていることである。法学既修者の認定は、法学未修者1年次の必修の法律科目を一括して履修免除するものである以上、免除される全ての科目について、一定の達成度を有していることが要求されるべきであることから、法律科目試験の合計点と各科目の得点のそれぞれについて合格基準を設け、バランスのとれた学力を有する者を既修者として認定するようにしている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

当法科大学院では、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する継続的な取り組みを行っているが、その主な内容は以下の通りである。

(1) 当法科大学院において設置されているFDに関する組織は、自己評価・FD委員会とFD協議会である。自己評価・FD委員会は、4名の専任教員で構成されており、FD活動のテーマの設定、FD活動の総括等について審議している。FD協議会は、全教授会構成員で構成されており、自己評価・FD委員会で整理されたテーマに基づき、活発な議論を行っている。このように、FDに関する議論は、自己評価・FD委員会でテーマを設定し、これに基づいてFD協議会で議論されるということが多いが、これは、当法科大学院は教授会構成員（専任教員）の人数が少数であるため、FDに関する議論はできる限り全員の参加で行った方がよいという考慮に基づくものである。2011年11月末までに、自己評価・FD委員会は5回、FD協議会は9回開催されている。FD協議会では、成績不振者に対するフォローアップ、授業評価アンケートに基づく授業内容・方法の改善、司法試験の結果を受けた授業内容・方法の改善、成績評価のあり方（GPA制度導入の可否を含む）等、様々なテーマで議論が行われている。また、2011年12月7日のFD協議会では、優れた教育実践が行われていると指摘のあった行政法と民事訴訟法の担当教員から、その授業内容と方法について報告していただき、これに基づいて議論するという、研修会的な内容で協議が行われている。また、毎月1回の定例教授会においても、FDに関する議題を適宜設け、審議を行っている。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-4】

(2) 教員間の相互研修のために、春・秋学期にそれぞれ授業参観週間を設けて、教員相互による授業参観（ピアーレビュー）を行っている。実施に際しては、専任教員の担当する授業科目を対象として、講義時間中に他の専任教員が視察に訪れ、所定の評価項目について評点を与えるとともに、講義方法について改善点の指摘と意見を書面にして提出している。被評価教員は指摘された問題点と意見について、コメントするとともに、必要であれば可能な改善策について回答している。【解釈指針5-1-1-2】

(3) 各学期に2回（中期・後期）、学部とは異なる評価項目に基づいて授業評価アンケートを実施している。アンケートの結果については、担当教員がコメントを付することとなっている。教員は自分の担当科目も含め全ての授業のアンケートの結果を自由に閲覧でき、かつアンケート項目の1つである授業の満足度については、特に教授会の審議事項として取り上げ、満足度の維持・向上に努めている。

（４）その他の施策

① 実務基礎科目に研究者教員も参加し、シラバス作成や講義にも関与している。特に、「民事訴訟実務基礎Ⅰ」、「民事訴訟実務基礎Ⅱ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」及び「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」は、実務家教員と研究者教員の共同授業として設定されており、研究者教員もシラバス作成から授業の運営に至るまで、全て積極的に関与し、実務家教員との連携が図られている。【解釈指針５－１－１－３】

② 法科大学院の教育に関連して、学外で様々なシンポジウム、研修会が実施されているため、多くの教員がそれらに参加している。例えば、定期的に行われる法科大学院協会総会では、法曹養成制度のあり方に関する裁判所・検察庁・弁護士会との連携協議や、適性試験実施に関わる問題、法科大学院修了者の職域問題、共通の到達目標（コア・カリキュラム）と法科大学院教育のあり方等、重要テーマが継続的に議論されているため、研究科長をはじめ複数の専任教員が毎回出席し、その成果は教授会で報告されている。その他にも、臨床法学教育研究会シンポジウム、新司法試験シンポジウム、各法科大学院主催のシンポジウムなどにも、開催テーマに興味・関心のある教員が積極的に参加し、その成果は教授会で報告されている。【解釈指針５－１－１－２】

③ 全学的なFD活動促進の一環として、「授業改善研修参加助成制度」が設けられている。この制度を利用した研修フォーラム、あるいは他大学開催のFD講習会への参加を勧めている。

2 特長及び課題等

(1) 特長

特長としては、FD 協議会において全専任教員参加のもと、FD に関する議論が頻繁かつ活発に行われていることをあげることができる。このことにより、FD が一部の教員だけの活動に終わることなく、専任教員全員の FD に関する意識が日常的に覚醒され、各専任教員が自主的に授業改善等に取り組む原動力となっている。また、教授会で課題とされた事項について、教授会終了後あるいは直近の日時に FD 協議会が開催され、早急に課題に対する措置をとることが可能となっている。

(2) 課題等

課題としては、以前は毎年開催されていたが、2011 年度は外部講師を招いての FD 研修会（講演会）が開催されなかったもので、今後はこのような形態での研修も継続的に強化していきたい。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

（1）入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

当法科大学院の入学者の受入れについては、司法制度改革の主旨から「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案し、以下の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定している。

- （1） 建学の精神である、地域社会に貢献するローヤー（地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー）を目指す学生を受け入れること。
- （2） 多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させること。
- （3） 入学者の適性をはかるために多様な観点から公平かつ客観的に評価すること。
- （4） 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力などの資質を備えていること。
- （5） 将来、法曹としての豊かな人間性や感受性を備えていること。

また、法学部以外の学部出身者や社会人が入学者の3割以上を占めるようにして、多様な人材の確保に努めている。

（2）入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）等の広報活動

当法科大学院の理念・目的、概略、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入試情報などの必要な情報は、当法科大学院パンフレット、募集要項及びホームページを通じて周知している。さらに、学外開催の新聞社主催進学相談会や、学内開催の進学相談会によって、入学志願者に対して必要な情報を事前に周知するよう努めている。学内開催の進学相談会では、教職員と在学生が入学者に対して個別相談に応じるとともに、希望者には施設見学を行い、より具体的な情報の提供に努めている。

《別添資料 パンフレット P17》【解釈指針6-1-1-1】

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2に係る状況）

当法科大学院では、A日程入試・B日程入試・社会人に対する特別入試（2013年度入試より実施）を実施していた。更に2014年度からは、C日程入試を新設し、受験機会を増やし、特別入試をA日程入試・B日程入試、そしてC日程入試でそれぞれ実施する方式に変更した。入学者選抜にあたっては、あらかじめ教授会で入試委員を決定し、入試委員会が入試にかかる業務全般を主管することとしている。入試委員会は、「愛知大学法科大学院入試出願書類採点の指針」、「法科大学院入試合格者判定基準」、「愛知大学法科大学院入学試験法律科目（既修者認定）試験の採点基準」、「愛知大学法科大学院入試面接採点の指針」及び「愛知大学法科大学院入試面接質問事項」等の入試にかかる要綱を議論し、これを教授会にかけて決定している。また、入試の日程、募集要項等も同様に、入試委員会で議論し、教授会で決定している。

出願書類、面接、小論文・既修者認定試験（法律科目試験）の採点は、複数の教員によって実施され、面接では「愛知大学法科大学院入試面接採点の指針」及び「愛知大学法科大学院入試面接質問事項」に沿って面接を実施し、面接担当者による採点のバラツキを防いでいる。入試実施後に開催される入試委員会では、入試全体に関する検証が行われ、今後の入試方法についての議論も行われる。それらの結果は教授会に報告され、必要に応じて教授会・入試委員会で審議され、選抜基準・方法等の改善が図られることになる。

入試前に「法科大学院入試確認事項」を作成するとともに、入試当日の実施体制・実施要領等について打ち合わせを行っている。「法科大学院入試実施体制及び実施要領」では、タイムスケジュール、係と担当者、集合時間・場所等を定めている。

入試当日は、研究科長を実施責任者、車道教学課長を事務責任者として実施体制を組んでいる。小論文試験と法律科目試験の各試験会場には教職員を配置し、監督業務と受験者本人確認を行い、適切に入学者選抜を実施している。面接試験では、面接控室に事務職員を配置し、再度本人確認を行い、入学者選抜の適切かつ公正な実施につとめている。

入試実施後には入試委員会を開催し、入試合格判定案と法学既修者の認定案を決定し、その上で、専門職大学院給付奨学生を選考案が作成される。それらの案に基づき、教授会で審議が行われ、合格者、既修者認定、専門職大学院給付奨学生を決定する。

基準 6－1－3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

入学者の受入れについては、「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案して、アドミッション・ポリシーを設定し、多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させることとしている。また、法学部以外の学部出身者や社会人なども入学者の3割以上として、多様な人材の確保に努めることとしている。以上の方針に従い、出身大学、出身学部のいずれについても優先枠をもうけることなく、入学者選抜を受ける機会を等しく公正に確保している。また入学者に対する寄附等の募集は行っていない。

法科大学院募集要項の出願資格の箇所《別添資料 法科大学院募集要項 P2》で、「※身体に著しい機能障害がある等の場合についても、上記《出願資格・入学資格審査申出期限》までに文書で申し出てください。」と記載し、身体に障害のある者の受験体制について整備している。特に受験生の多い A 日程入試の試験日には、保健室の職員も出勤する実施体制を組み、万全を期している。A 日程入試以外の日程の試験日は最寄りの医療施設を把握しており、万一の場合には試験実施本部の総務係をはじめ校舎警備員と連携した体制を採っている。身体に障害のある者が入学試験を受験する場合に備えた入試実施体制も対応できる準備はしている。

身体に著しい機能障害がある者が出願した場合は、教室の下見、音声入力パーソナルコンピュータを使用する場合はその確認をなしたうえ、受験者の障害度に応じた試験時間、試験監督体制のもとで入学試験を実施している。【解釈指針 6－1－3－1】

基準 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4に係る状況）

入学者選抜に当たっては、出願時に適性試験成績書の提出を求め、適性試験の成績、出願書類、小論文試験、面接及び法律科目試験（既修者コース）により総合判定して合格者を決定することで法科大学院において教育を受けるために必要な適性及び能力等を適確かつ客観的に評価するよう努めている。そして、適性試験の成績が著しく低い者（概ね下位 15%以下）については、個別に判定することとしており、これまで適性試験の成績が下位 15%以下の者が入試に合格した例はない。以上のことについては、当法科大学院募集要項の「選考方法」に明記し周知している。《別添資料 パンフレット P18、ホームページ「HP:入試情報」》【解釈指針 6－1－4－1】【解釈指針 6－1－4－2】

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーにて、多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させることとしている。また、法学部以外の学部出身者や社会人なども入学者の3割以上を占めるようにして、多様な人材の確保に努めている。

多様な知識又は経験について判断する資料の一つにするため、出願書類として「志望理由書」と「自己PR書」の提出を求め、志願者の経歴（実務経験、社会経験、大学における課外活動の実績等を含む）、各種資格や外国語能力なども判定するようにしている。また、大学における成績表の提出も求め、学業成績についても把握している。入学者の選抜は、こうした各種資料に基づく総合判定により、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努力している。

しかし、年々、出願者に占める社会人の割合が減少してきており、当法科大学院の入学者にもその影響が現れている。こうした状況の中で、社会人等の出願と入学を増やすことを目的として、2013年度入試（2012年8月26日実施）から、大学で法律学を主専攻としなかった者または社会人（大学卒業後2年以上経過し、何らかの職歴を有する者）を対象とする特別入試を実施している。この特別入試は、試験日を土曜日1日だけにして社会人も受験しやすくするとともに、試験科目も一般入試において課される小論文試験を適性試験第4部（表現力を測る問題）の論文の審査に代えたもので、社会人の入試の負担を軽くしたものである。しかし、ただ単に負担を軽くするだけでなく、特別入試独自の「特別入試志願書」に「社会人としての経験または大学で専攻した分野の学習経験を法曹としてどのように活かすか」を記載させ、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するとともに、面接試験においてもこの点を把握するように努めそれを可否判定の資料として活用することにしている【解釈指針 6－1－5－1】（2）。このような入試選抜を通し、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるように努めている【解釈指針 6－1－5－1】（3）。

なお、「法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者」につき、これまでその割合が最も低かったのは、2012（平成24）年度の12.5%（入学者8名のうち1名）である。2割に満たなかったのは、2012（平成24）年度がはじめてであるが、2013（平成25）年度入試より、特別入試を導入し、「多様な知識又は経験を有する者」を入学させるよう改善の措置を講じた。入学者選抜の実施状況については、当法科大学院のパンフレットとホームページで公表しているが、その満たなかった理由については示されていない。2012（平成24）年度A日程入試とB日程入試結果を分析すると、合格者数30名のうち、法学関係の学部出身者が26名と大勢を占め、その中で実務の経験を有する者は4名であった。法学関係以外の学部出身者の合格者は4名で、「多様な知識又は経験を有する者」の入試合格者は合計8名、入学まで至った者は1名にとどまった。7名については他法科大学院に進学したものとみられる。【解釈指針 6－1－5－1】2013年度は法学関係以外の学部出身者の入学者は、1名のみであったことから、2014年度入試より、特別入試をA・B・Cそれぞれの日程入試において実施した結果は、法学関係以外の学部出身者の入学者は2名となったが、更なる対策が必要であろう。

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準 6－2－1 に係る状況）

当法科大学院の入学定員は 2011 年度より 40 名から 30 名に削減した。よって、当法科大学院の収容定員は 90 名（入学定員 30 名×3）となるが、2012 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、原級留置者及び休学者を含めて 62 名、2013 年 5 月 1 日現在では 45 名となっており、上記収容定員を上回っていない。全国的に著しい受験生の減少を考慮し、法科大学院将来計画検討プロジェクト会議の答申を受けて教授会が検討した結果、2015 年度からの入学定員を 30 名から更に 20 名に削減することが決定し、学生募集をしている。【解釈指針 6－2－1－1】

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6-2-2 に係る状況）

当法科大学院における直近 6 年間の入学者数は、下表のとおり 2007 年度は入学定員を若干上回っているのに対し、2008 年度以降の入学者数は入学定員を下回っている。6 年間の入学定員に対する入学者数の割合の平均をみると、67.5%となっている。

全国的な志願者減に伴い、当法科大学院においても志願者が減少しており、入試の競争倍率を 2 倍以上に維持しようとするれば、入学者が入学定員を大きく下回ってしまうこともあり得るようになってきている。それを回避するためには、志願者を確保することが大事であり、現在、そのための対策に努めている。たとえば、2013 年度入試から社会人向けの特別入試を実施し、社会人の志願者を増やすよう努めている。また、愛知大学法学部生の法科大学院進学を促進するための方策も進めている。たとえば、これまでも法科大学院の専任教員が法学部の授業にゲストスピーカーとして招かれることがあり、その際に法曹の魅力を語って、学部生の法科大学院進学を促進するということは行われてきたことがあるが、2012 年度以降は「法とくらし」という授業において、恒常的に複数の授業回で専任教員がゲストスピーカーとして講義する機会が得られたので、この機会に法曹について理解してもらえる内容となるよう計画している。また、学部生向けに法科大学院を紹介するシンポジウムを実施することも計画中である。さらに、他の法科大学院との連携を強めて、法科大学院の魅力を高めることにより、志願者を増やしていく方向も構想している。また、2013 年度より、公開授業を復活し、本学法学部生を中心として授業参観者も集まり、来場者からは公開授業が分かりやすかったという感想もあり、一定の広報的意義があった。

資料（入学定員に対する入学者数）

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
入 学 者（人）	43	20	28	35	19	8	11	11
入学定員（人）	40	40	40	40	30	30	30	30
入学者の入学定員に対する割合（％）	107.5	50.0	70.0	87.5	63.3	26.7	36.7	36.7

基準 6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準 6－2－3に係る状況）

当法科大学院の入試出願者数は、毎年減少しており、2012年度入試において初めて100名を下回る61名の出願者数となった。また入学者選抜の判定においては競争倍率が2倍を下回らないように厳格な判定を行っているが、入学者数については（基準 6－2－2に係る状況）で記載したように直近5年の入学者数は入学定員を下回る状況が続いている。このような状況から在籍者数、入学者選抜における競争倍率、志願者数等を総合的に考慮し、当法科大学院の入学定員を、2011年度より40名から30名に削減し、法務研究科教授会では更に2015年度からの入学定員を20名に削減することを決定し、大学に審議要請をした。

また入学者選抜の方法については、受験機会を1回増やし、A・B日程に併せてC日程入試を設けた。社会人の志願者を増やし、社会人の入学者を1人でも多く確保するために、2013年度入試から特別入試（法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者向けの入試）を実施し、2013年度入試からは、A・B・C各日程で特別入試を実施し、計4名の受験があった。

【解釈指針 6－2－3－1】

2 特長及び課題等

(1) 特長

入試委員会が確立しており、入試の企画、実施、総括、改善等について、日常的に専門的な検討が行われている。入試委員会で十分に検討された内容の議案が教授会に提案されるので、教授会では整理されたテーマに基づいてより深く検討を行うことが保証されている。そして、入学定員及び教員も比較的少数であるため、入学者選抜にあたって入学者選抜に関する全ての情報を全教員が共有し、あるべき入学者選抜の実現に尽くすことができている。

志願者数の減少、志願者の中に占める社会人の数の減少等に事態に対処するため、入試委員会、教授会等で検討を進め、社会人向けの特別入試の制度を新設するなど、事態の進展に応じた機敏な対応をある程度進めてきている。

(2) 課題等

面接の際の評価方法、書類審査の際の評価方法など、いずれについても評価基準の客観化に一層の工夫を加えたいと希求している。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

当法科大学院では、入学前に、入学予定者（既修者・未修者）に対し、プレスクーリングを実施し、入学までの学習、法科大学院における勉強の方法についての説明、主要科目（憲法・民法・刑法・行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）の概要の説明等を行っている。また文書によるプレスクーリングとして、10月～翌1月までに計7回、全般的な勉強方法、主要科目の勉強法等について、教授する文書を送付している。

入学後は、毎年度4月の第1週に法科大学院オリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、「学習支援」として新入生を対象に、教学・学生生活説明会、法科大学院図書室利用ガイダンス、メディアフロア利用ガイダンス、奨学金説明会及びパソコン利用ガイダンス等を行うとともに、法科大学院での学習の方法についての導入講義と合宿形式の新入生相互間及び教員との交流を図る会を開催している。また在学生・新入生を対象にした主な科目のガイダンスを実施し、特に法学未修者として入学する学生に対しては、法律基本科目の履修指導を実施している。定期試験成績の良好でない者に対しては、教授会で担当教員を決め、担当教員が当該学生と面談をし、その相談に応じ、指導を行っている。【解釈指針7-1-1-1】 【解釈指針7-1-1-2】

春学期及び秋学期の両学期において、全教員がオフィスアワーを設け、その指定曜日と時間、予約の要否及び予約の方法、相談内容、実施方法について一覧表の形式で整理し、これを法科大学院の専用掲示板に掲示する方法で学生に告知しており、各教員による学習支援が効果的に行われる体制を整えている。【解釈指針7-1-1-3】

その他の学習支援として、愛知大学法科大学院教育補助講師（チュータ）及び愛知大学専門職大学院スチューデント・アシスタントを規程化し、学習支援体制を整備している。チュータは若手弁護士を採用し、補講や個々の学生の学習支援、指導、相談などを主に担当し、正課授業の学習効果を高め、学生の弱点の補強や能力向上を図っている。チュータの数は、2011年度が17名、2012年度が24名である。【解釈指針7-1-1-4】

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

第1 経済的支援体制

経済的困窮者に対する支援体制としては、学費負担を軽減できるよう、日本学生支援機構の他に本学独自の奨学金制度を整えており、学生の利用に供している。奨学金に関しては、車道教学課の奨学金担当者と同法科大学院担当者が相談窓口となり、随時学生対応をしている。また「学生金庫」制度も設け、車道教学課で必要資金の貸与も行っている。本学独自の奨学金制度の概要は、以下のとおりである。

なお、さまざまな場面で活躍できる真の実力を備えた法曹を目指す学生を応援する趣旨で、2013年度に法科大学院の学費の値下げが検討された結果、2015年度学費より、

在学生全員に対して年額18万円の減額を決定し、在学生並びに学費を負担している保証人の負担を軽減することが出来る体制を確保した。

（1）給付奨学金

入学試験に優秀な成績で合格し、専門職大学院に入学した学生の中から選考し、給付する。給付金額は、「授業料及び教育充実費年額相当額」あるいは「授業料及び教育充実費年額相当額の2分の1相当額」である。

（2）教育ローン援助奨学金

教育ローンを利用し、学費等を納付した人を対象に、借入金（上限200万円）の利息のうち年利率5%（5%に満たない場合は実利率）分と契約時に保証料を支払った人については、初年度に保証料（10万円を限度）を、教育ローンを利用した年度から当該学生の最短修業年限を限度として年1回給付する。

（3）専門職大学院貸与奨学金

向学心に優れ、経済的理由により、学費納入が困難な学生に対して、無利息で貸与する。貸与額は、申請した学期の学費（授業料及び教育充実費）相当額を限度とする。貸与する期間は、原則2セメスター分に限られ、卒業した年度から10年以内に返還する必要がある。

（4）地域貢献奨学金（愛知大学法科大学院独自の奨学金）

弁護士過疎地等に弁護士として赴任する志ある法科大学院生に対し、授業料・教育充実費の全額を貸与する。中部地方の7県（愛知・岐阜・三重・静岡・石川・福井・富山）の弁護士ゼロ・ワン地域等の弁護士過疎地、あるいは法テラスの地方事務所に3年間赴任した場合は、その返還が免除される。《別添資料 ガイドブック P106～P108、パンフレット P14～P15》

なお、NPO法人「ロースクール奨学金ちゅうぶ」も、上記地域貢献奨学金とほぼ同趣旨の奨学金制度を有しており、これまで複数名の愛知大学法科大学院生が、この奨学金制度を利用している。

（5）学費サポートプラン

学費負担者が本学に支払うべき学費について、本学が契約する金融機関が学費負担者に代わって本学に立替払いし、学費負担者が所定の返済方法の中から選択した方法により、立替払いを受けた学費および所定の手数料の返還を行う制度。経済的理由により学

費サポートプランを利用しなければ学費を納付できない者が利用できる。《別添資料 ガイドブック P104～P105》

(6) 財団法人愛知大学同友会奨学金

愛知大学同友会（同窓会）が、成績優秀者に対し年額 50 万円を給付する。教授会で在学中の学業成績により候補者を選考し、同友会に推薦し、同友会の審査を経て決定する。

《別添資料 パンフレット P14》【解釈指針 7－2－1－1】

第2 学生生活に関する支援体制

本学では、学生の心身の健康を保持・増進するために、「保健室」及び「学生相談室」を設置している。

「保健室」では、健康診断の実施や、学生が心身ともに健康で充実した学生生活が過ごせるよう健康上のあらゆる相談、応急処置、簡単な検査（尿検査、アルコールパッチテスト、血圧測定等）、健康に関する情報提供、近隣の医療機関の紹介等に応じる等、サポートしている。また、各校舎によって若干違いがあるが、体脂肪率測定、身長・体重測定、握力・背筋力・肺活量測定、血圧測定等の器械も備えている。

「学生相談室」では、学生が精神面のカウンセリングを受けることができる。車道校舎学生相談室にはカウンセラー（臨床心理士）、本学学部教員、精神科医の3名の相談員を配置し、週に4日開室している。学生相談室の利用方法については、入学時のオリエンテーションで「学生相談室のごあんない」を配付して説明する他、愛知大学公式ホームページへの掲載、学生向け掲示によって学生に周知している。また、学生相談室の紹介も兼ねて、こころの病やストレス対処法をテーマに「ティーアワー」を年2回開催し、精神の健康についての質問に気軽に応じる機会を設ける等、学生、とくに専門職大学院学生が相談しやすい体制づくりにつとめている。

ハラスメントに関しては、学生・教職員一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して就学就労環境を築くために、「ハラスメント防止ガイドライン」を定め、愛知大学公式ホームページ、法科大学院ガイドブック等に掲載し、学生に周知している。

ハラスメントの被害を受けたと思う学生や教職員及び被害を目撃した者は、相談員（教員10名、職員5名）・相談窓口（学生相談室、保健室）にいつでも申し出ることができるよう相談体制を適切に整備している。

当法科大学院ではハラスメント防止人権委員会とハラスメント相談員の委員各1名を学内への選出委員会委員として配置している。

《別添資料 ガイドブック P32～P38》【解釈指針 7－2－1－2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実

身体に障害のある者に対する支援体制としては、屋外は、公道から入り口まで誘導ブロック、段差のない床を採用している。入り口壁面には点字付きの呼びボタンを設置している。また名古屋市条例に基づき東駐車場と西駐車場には身体障害者等のための駐車スペースをそれぞれ1台分設置している。

屋内は、施設全体をバリアフリー化し、床に段差や傾斜がない。本館の教室は車椅子使用者が利用できる専用机を設置している(全教室)。トイレには、持ち手(捕まり棒)やハンカチの取らせない場合に対応できるハンドドライヤーや身体に障害のある者が利用できる多目的トイレを設置している(全フロア)。エレベーター・エスカレーターには点字サイン、常用エレベーター全4基には車椅子用ミラーを取り付け、内1基は優先着床できるように呼びボタンを低い位置に設置している。図書館の書架配置、キャレルデスクを含め、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合した施設・設備となっており、身体に障害のある者の受け入れには万全を記している。《別添資料 出講案内 P76～P81 平面図》

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置

法科大学院募集要項の出願資格で「身体に著しい機能障害がある等の場合についても、上記《出願資格・入学資格審査申出期限》までに文書で申し出てください。」と記載し、身体に障害のある者の受験について配慮している。試験日には、保健室の職員も出勤する実施体制を組み、身体に障害のある者が入学試験を受験する場合に備えた入試実施体制をとっている。定期試験受験においても、専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程10条3項《別添資料 ガイドブック P43》で「身体障害等の学生の個別の事情により、試験時間を延長することができる」とし、配慮している。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

2009 年度より、当法科大学院教授会に就職支援担当を設け、実務家専任教員が担当窓口となり、学生の進路選択に際して指導、助言を適宜行う体制を整えた。2011 年以降は、これを複数の専任教員が担当することとし、さらに充実した体制にした。2011 年度の具体的活動としては、就職希望者への面談、採用を考える弁護士事務所の情報の提供、採用を考える弁護士事務所への就職の働きかけ、弁護士の実務家教員自らが勤務弁護士として採用する、等の取組を行った。

名古屋校舎に名古屋キャリア支援課があり、就職に関するカウンセリングやアドバイスを受けることもできる。さらに、名古屋キャリア支援課が運営する「求人検索 NAVI」を利用することで、愛知大学に送られてくる求人票を閲覧することもでき、就職を希望する学生には個別に面談を実施し、履歴書やエントリーシートの書き方や添削等の相談・支援も行っている。

2 特長及び課題等

(1) 特長

合格発表後直ちに「合格者説明会」を開催するのをはじめとして、プレスクーリング、紙上プレスクーリング等、入学前からの学習支援体制が充実している。入学直後には、1週間（6日間）かけてオリエンテーションを実施している。在学中は、オフィスアワーの設定はもちろんのこと、オフィスアワー外においても、メールによる質問・相談、授業終了後の教室における質問、随時研究室を訪れての質問・相談等、いつでも学生の質問や相談に対応できる態勢になっている。チュータ制度も充実しており、チュータの指導する自主ゼミも、全ての学年で実施されている。学生は、チュータに対しても、様々な学習上の質問をしたり、進路に関する相談をしたりするなど、個別の指導を求めることができる。

また、奨学金制度については、本学独自の奨学金が非常に充実しており、貸与も含めれば、奨学金の支給を望むほぼ全ての学生の要望に応えることができている。また、地域貢献奨学金という、ユニークな制度も有している。

当法科大学院の実務家教員は、後継者養成と学生支援に熱心な人が多く、司法試験に合格した後の就職についても様々な力を尽くしており、これまでほぼ100%の就職を実現している。

(2) 課題等

2012年度より、愛知大学新校舎（名古屋校舎）が開学したことに伴い、大規模な事務局再編成が実施された。再編成に伴い、それまで車道校舎にあった車道キャリア支援課が廃止となり、法科大学院生の職業支援（キャリア支援）に関しては、名古屋校舎に学生が出向き相談することになった。今後、車道校舎においても同様の支援が受けられる態勢をつくることが課題となっている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

当法科大学院の専任教員の人員15名のうち教授は13名、准教授は1名、助教1名である。その内訳は、専門職大学院設置基準が定める実務経験を有する実務家教員6名、それ以外の研究者教員9名で構成されている。実務家教員は、担当する専門分野において、優れた経験と知識を有しており、また研究者教員は専攻分野で教育上及び研究上の業績を有している。したがって、専任教員はいずれも専門分野に関し高度な指導力を備えている。

当法科大学院の実務家教員6名の内訳は、弁護士5名、派遣検察官1名であり、各人がそれぞれの専門分野で5年以上の実務経験があるとともに、その中の3名は大学又は大学院における教育上の実績が10年を超える。研究者教員9名のうち、2名が博士号取得者であり、また、3名が在外研究教育の経験を有している。

また、愛知大学法学部専任教員から6名、愛知大学会計大学院から1名（税理士実務家教員）の合計7名の兼任教員ならびに名古屋大学法科大学院から1名、名城大学法科大学院から2名の合計3名の兼任教員も配置し、教育内容の充実を図っている。加えて非常勤教員として、裁判官、公証人（元裁判官）及び弁護士を多数採用し、実務教育の充実も図っている。その他には、愛知大学法科大学院を修了した弁護士を教育補助講師（チュータ）として22名（2013年度）採用し、学生の学習相談等に当たっている。

基準 8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

教員業績調書(様式 6) 記載のとおり、当法科大学院における専任教員のうち研究者教員は、専攻分野について多くの論文執筆等、教育・研究上の業績を有しており、上記基準の(1)に該当する。また、実務家教員は、教員業績調書の「法律実務に関する活動」等において見られるとおり、専攻分野について高度の技術・技能を有し上記基準の(2)に該当する。

2011 年度までは、1 名の専任教員(研究者教員)が学部との併任であったが、2012 年度以降はこれを解消した。2013 年度は 15 名の専任教員のうち、研究者教員 6 名が本学法学研究科博士課程後期の専任教員として講義を担当している。

【解釈指針 8－1－2－1】 【解釈指針 8－1－2－2】

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

専任教員の採用・昇格については、愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程の第9条及び第18条で教授会が行うことを明記している。

専任教員の採用にあたっては、「教員配置要望書」を作成し、愛知大学の常任理事会・学内理事会の議を経て大学評議会の承認を得ると、学部枠及び専門職大学院枠採用人事手続き取扱要領に則って、当法科大学院の教授会で採用選考委員会委員を選任し、同委員会において候補者を審査した上、教授会の審議によって採用するか否かを決定することになる。採用選考委員会は、候補者の業績・活動歴・職歴・学歴等について、まず書面で審査することになるが、その際、主要な論文については分担して担当者が全文を査読し、その評価を委員会に報告する。そして、面接審査も実施して、候補者から業績等に関する説明を口頭でも受け、模擬授業の実施等によって教育能力に関する評価を行うとともに、さらに人物に関する評価等も行う。こうした審査の結果が書面にまとめられ、教授会に報告がなされる。教授会では、この報告を受けて、慎重な審議が行われている。

昇格審査に関しては、教授会が設置する昇格審査委員会でまず審査を行い、教授会は同委員会の審査報告を受けて決定する。この審査にあたっては、特に業績について論文審査を中心に厳格な評価が行われるとともに、諸活動歴・現職（准教授等）在籍年数等も含めて総合的な判定が行われる。

非常勤教員については、教授会において採用予定者の履歴書を回覧し、教育上の指導能力等を審査したうえで採用の可否を決定している。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本基準の前半部分に述べられている「平成11年度文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）」は、当法科大学院については「7人」である（5人（研究指導教員の数） $\times$ 1.5=7.5人 端数切り捨て）。次に、「同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数」は、「5人」である。したがって、本基準の前半部分に述べられているところによれば、当法科大学院に置かなければならない専任教員数（最低限必要な教員数）は、「12人」（7人+5人）である。

また本基準の後半部分に述べられている「研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）」は、当法科大学院については20人の4分の3で「15人」となり、収容定員15人につき、1人の専任教員が必要となる。法科大学院において収容定員は入学定員の3倍とされているため、入学定員5人につき1人の専任教員が必要となる。当法科大学院の入学定員は30名であることから、この基準によれば、当法科大学院では6人の専任教員が必要ということになる。

上記の2点より、当法科大学院に必要な専任教員の数は12人となる。当法科大学院は、16人の専任教員を要しているので、上記基準を上回っている。【解釈指針8-2-1-3】これは、当法科大学院の教育の理念及び目標を実現するために執られている措置であり、理想を言えばまだまだ専任教員の数は足りないが、このことによって当法科大学院の特徴である少人数教育が保証されている。

なお、16人の専任教員のうち、14人が教授であり、専任教員の数の半数を上回っている。【解釈指針8-2-1-2】

当法科大学院に置かれている専任教員16人全員は、当法科大学院1専攻に限り専任教員として取り扱っている。【解釈指針8-2-1-1】

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

当法科大学院において設置基準上必要とされる 12 名の専任教員のうち、法律基本科目を担当するのは、「憲法」が教授 1 名、「行政法」が教授 1 名、「民法」が教授 3 名、「商法」が教授 2 名、「民事訴訟法」が教授 2 名、「刑法」が教授 1 名、「刑事訴訟法」が教授 1 名、助教 1 名となっている。

いずれの法律基本科目にも、専任の研究者教員が 1 名以上置かれており、民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法においては、専任の実務家教員も担当に加わり、理論と実務の架橋を図っている。

法律基本科目を担当する専任教員の研究業績、実務上の経験等は、教員業績調書（様式 6）記載のとおりであり、いずれも当該科目を適切に指導できる能力を有している。

なお、各法律基本科目を担当する専任教員は、以下のとおりである。

憲 法	落合俊行（研究者教員）
行 政 法	春日 修（研究者教員）
民 法	石口 修（研究者教員）・久須本かおり（研究者教員） 森山文昭（実務家教員）
商 法	小林俊明（研究者教員）・村山智子（実務家教員・みなし専任）
民事訴訟法	片野三郎（研究者教員）・川崎修一（実務家教員）
刑 法	岩間康夫（研究者教員）
刑事訴訟法	早野 暁（研究者教員） 藤本瑞穂（実務家教員・みなし専任）

ただし、【解釈指針 8-2-2-1】には当法科大学院は該当しない。

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

（基準 8-2-3 に係る状況）

専任教員の科目別配置においては、研究者専任教員は主に法律基本科目を担当し、実務家専任教員は主に実務基礎科目と展開・先端科目を担当することとし、理論と実務が効果的に修得できるようバランスをとっている。なお当法科大学院では法律基本科目及び実務基礎科目を教育上主要と認められる授業科目とし、法律基本科目には原則として専任教員を配置している。法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目は、2012 年度以降は全科目を専任教員が担当している。

当法科大学院の必修科目は、以下のとおり 29 科目である。

《法律基本科目》

（公法系 6 科目）

「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「行政法Ⅰ・Ⅱ」、「憲法演習」、「行政法演習」

（民事系 11 科目）

「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」、「商法Ⅰ・Ⅱ」、「商法演習」、

「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟法演習」

（刑事系 7 科目）

「刑法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「刑法演習」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法演習」

（総 合 1 科目）

「法務総合演習」

《実務基礎科目》4 科目

「法曹倫理」、「法情報調査」、「民事訴訟実務基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」

上記 29 科目のうち、2011 年度は「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」の 2 科目のみ非常勤教員が担当していたが、2012 年度においては全科目を専任教員が担当するようになっている。

また、以下の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、「専任教員の科目別配置等のバランス」の観点から、専任教員が担当している。

《基礎法学・隣接科目》（13 科目中 9 科目）

「法学の基礎Ⅰ・Ⅱ」、「司法制度論」、「政治学」、「法情報学」、

「法律英語Ⅰ・Ⅱ」、「法律中国語Ⅰ・Ⅱ」

《展開・先端科目》（43 科目中 20 科目）

「憲法訴訟論」、「行政の諸領域と法」、「地方自治法」、「租税法Ⅱ」、「刑事政策・少年法」、「特別刑法」、「捜査・公判法務」、「被害者と法」、「現代刑事制度論」、

「倒産法Ⅰ・Ⅱ」、「執行保全法」、「企業会計法」、「企業法務Ⅰ・Ⅱ」、「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」、「英米法Ⅰ・Ⅱ」、「現代中国法」

専任教員の年齢構成は（様式 3）記載のとおりであり、最も若い 41 歳から最高齢の 68 歳まで、年齢構成のバランスは非常によくとれている。また、専任教員 15 名のうち 3 名は女性であり、ジェンダーバランスにも配慮している。

【解釈指針 8-2-3-1】

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

当法科大学院は、入学定員が 30 人であるため、基準 8-2-1 に定める専任教員の数は 12 名となり、その「2 割以上」を満たすためには、実務家教員が 3 名必要となる。当法科大学院の実務家専任教員は 6 名（みなし専任を含む）であり、上記基準を満たしている。なお、上記 6 名の実務家専任教員のうち、専任教員は 4 名で、みなし専任教員は 2 名である。したがって、みなし専任教員を除いても、3 名の実務家教員を必要とする上記基準を満たしている。【解釈指針 8-2-4-2】

実務家教員 6 名の実務経験年数は以下のとおりであり、全員が 5 年以上の実務の経験を有しており、教員業績調書記載のとおり、いずれも高度の実務の能力を有していると言える。

資料（実務家専任教員の実務経験年数）

実務経験年数	人数	職 名	氏 名
30 年以上	2	教 授	浅井 正・森山文昭
20 年以上 30 年未満	2	教 授	石井三一
10 年以上 20 年未満	2	教 授	藤本瑞穂・村山智子
5 年以上 10 年未満	1	准教授	川崎修一
合 計	7		

実務家教員の採用に際しては、法務省派遣検察官を除き、履歴書・教育研究業績書・自己評価報告書に加え、著書・論文がある場合は提出を求め、実務経験や実務能力及び専門知識について採用選考委員会にて総合的に判断している。また、原則として模擬授業を実施して、教育能力も審査している。

実務家専任教員の専門分野と担当授業科目は以下のとおりであり、その実務経験を活かした科目担当が行われている。【解釈指針 8-2-4-1】

資料（実務家専任教員の主な担当科目）

氏 名	職 名	分 類	専 門	担 当 授 業 科 目 名
浅井 正	教 授	専任	刑事訴訟法	刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ、少年法、捜査公判法務、現代刑事制度論など
石井三一	教 授	専任	倒産法	民事訴訟実務基礎Ⅱ、倒産法Ⅰ・Ⅱ、執行保全法
藤本瑞穂	教 授	みなし専任	刑事訴訟法	刑事訴訟法演習、刑事法総合演習、法務総合演習、刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ、法文書作成
村山智子	教 授	みなし専任	商法	商法演習、法務総合演習、民事訴訟実務基礎Ⅱ、企業法務Ⅰ、臨床実務Ⅰ
森山文昭	教 授	専任	民法、税法	民法演習Ⅰ・Ⅱ、民事法総合演習、法務総合演習 租税法Ⅱなど
川崎修一	准教授	専任	民事訴訟法	民事訴訟法、民事訴訟法演習、民事法総合演習、法務総合演習、民事訴訟実務基礎Ⅰなど

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

（基準 8－2－4 に係る状況）で記述したように、当法科大学院の専任教員 15 名のうち、専門職大学院設置基準が定める実務経験を有する実務家教員 6 名の全員が法曹（検察官・弁護士）としての実務の経験を有する者である。それぞれの実務経験は、9 年の者が 1 名、10 年以上 20 年未満の者が 2 名、20 年以上 30 年未満の者が 2 名、30 年以上の者が 2 名である。したがって、実務家教員は、その専攻分野において十分な実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる。

なお、専任教員の最近における研究教育実績は、愛知大学公式ホームページ「研究者情報 DB(<http://www.aichi-u.ac.jp/tsearch/search.html>)」で確認できる。

8－3 教員の教育研究環境

基準 8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8－3－1 に係る状況）

愛知大学における専任教員の責任授業時間は、「専任教員の責任授業時間に関する内規」（運用）により、教授・准教授は週 5 回（年間 5 コマ）、助教は週 4 回（年間 4 コマ）と定められている。

これに対して、専門職大学院においては、その授業準備等の負担が大きいことを考慮し、授業時間を 1.5 倍換算している。したがって、専門職大学院の授業だけであれば、年間 3.5 コマ（2 単位科目で 7 科目）で責任授業時間を満たすことになる（ $3.5 \times 1.5 = 5.25$ ）。

なお、実務家みなし専任教員は、契約の責任授業を週 2 回（年間 2 コマ）からとし、実務家に配慮した責任授業時間に行っている。研究科長にあっては、学内行政等の負担を考慮し、責任授業時間を 2 分の 1 に減免している。

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、（様式 3）でわかるように研究者教員 9 名中の 6 名が、年間 20 単位を越えているが、年間 30 単位は超過していない。【解釈指針 8－3－1－1】

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

愛知大学における研究専念に関する制度としては、「教育職員学外研修」（海外研修・国内研修）、「研究休暇」、「研究専念」の3種類がある。教育職員学外研修（海外研修・国内研修）は1年以内、研究休暇は半年以内、研究専念は所定の任期期間内、それぞれ研究活動に専念できる機会が保証されている。

教育職員学外研修者となる資格は、（1）本学の専任の教育職員として申出時3年以上勤務した者であること、（2）研修を行う前年度の5月末日現在満65歳未満の者であることである。研究休暇を利用するための資格は、（1）本学の専任の教育職員として申請時7年以上勤務した者であること、（2）研究休暇を利用する前年度の5月末日現在満45歳以上65歳未満の者であること、（3）過去に研修制度（学外研修制度、研究休暇制度）を利用した場合には、当該研修終了時点から起算して7年以上勤務した者であることである。

愛知大学には、上記のような研究専念に関する制度があるのであるが、これまで当法科大学院の専任教員において上記制度を利用した者は存在しない。これは、当法科大学院の専任教員は非常に忙しく、1名でも欠けるとその講義担当者を補充するのが困難であること等の事情によるものである。しかし、いつまでもこうした状況を続けていくわけにはいかないということはかねてより共通認識になっており、2011年度第1回法務研究科教授会において、「研究者教員研鑽体制検討チーム」を設置し、改善へ向けての具体的検討を開始している。解決の方向としては、（1）一定期間暫定的に後任の教員（非常勤を含む）を確保することにより上記研究専念制度を利用できるようにする、（2）一定期間法科大学院の専任教員を務めた後は法学部の専任教員と交代することができるという学部との人事交流制度を定着させる、等の方向が議論されている。上記（2）の方策については、2011年度第1回法務研究科教授会で設置された「法学部との連携強化実行実現チーム」や、2013年度に実施された法科大学院将来計画検討プロジェクト会議においても検討が進められたが、その後各種議論の多様化により具体的実施に向けた検討の実施までは及んでいない。《車道教学課保管資料：2011年度第1回法務研究科教授会議事録》

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3 に係る状況）

車道教学課には専任職員 7 名、契約職員 1 名が配置されており、このうち法科大学院を主たる業務としている者は、専任職員 2 名、契約職員 1 名の計 3 名である。

また、教員の研究に関する支援については、車道校舎図書館及び法科大学院図書室に司書資格を有するスタッフを配置している他、総務課に研究支援担当職員を置き、教員の研究費の管理、学内・学外研究助成制度の案内等をしている。

職員の資質向上のための事務職員研修制度は、2004 年度までに管理職研修、係長研修、課室別研修、特定研修、海外研修、国内研修、新任者研修等が制度化され、この中で自己啓発とそれを支援していく仕組み（個人研修費、各種学会やセミナー参加、通信教育に対する補助）が整えられた。また日本私立大学連盟をはじめ様々な他機関研修への参加、日本私立学校振興・共済事業団への職員派遣も行ってきた。

さらに、2005 年度からはこれらに加え、e-learning 研修を導入している。e-learning 研修は、全事務職員を対象としたもので、カリキュラムは学校法人会計論、大学管理概論、大学経営戦略論、高等教育の国際比較、大学と法務、セクシュアル・ハラスメント、就職とキャリア形成教育、教学システムの新展開、個人情報管理、IT と高等教育、大学評価の国際的動向、生涯学習と大学、大学図書館の管理運営から構成しており、特に若手職員が理解しやすいよう工夫がなされている。

2 特長及び課題等

(1) 特長

当法科大学院は、学生定員 30 名（収容定員 90 名）に対し、専任教員の数が 15 名と多く、少人数教育が徹底して行われている。また、専任教員 15 名のうち実務家教員が 6 名で、多くの科目において研究者教員と実務家教員が共同で授業を行うことが可能となっており、この面からも理論と実務の架橋が図られている。

(2) 課題等

現在、法科大学院の専任教員は 18 名まで採用可能な枠があるのであるが、うち 3 名が補充されていない。法科大学院の専任教員は多忙であるので、この未補充枠を埋めることができるよう努力を続けたい。また、教員の研究専念期間を保証するための運用改善ないし新たな制度確立を目指し、引き続き検討を続けていきたい。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

愛知大学専門職大学院学則第11条に基づき、独立の意思決定機関として、専任教員（教授、准教授、専任教員である派遣検察官を含む）によって組織される法務研究科教授会を設置し、愛知大学専門職大学院学則に従い大学院を運営している。【解釈指針9-1-1-2】

研究科長は教授会で選任（専門職大学院学則第9条）し、研究科長が当法科大学院を統括している。また研究科長は教授会を招集（専門職大学院学則13条）し、議長となり、管理運営に当たっている。《別添資料 ガイドブック P72》

当該教授会の決議事項は、愛知大学専門職大学院学則第12条にて下記（1）～（12）が規定されている。《別添資料 ガイドブック P72》【解釈指針9-1-1-1】

- （1）教育課程及び授業の計画、実施に関する事項
- （2）教育研究及び指導に関する事項
- （3）教員の人事に関する事項
- （4）研究科長の選出に関する事項
- （5）自己評価その他専門職大学院の評価に関する事項
- （6）FD活動に関する事項
- （7）学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項
- （8）試験に関する事項
- （9）学位の授与に関する事項
- （10）学生の奨学及び賞罰に関する事項
- （11）学則に関する事項
- （12）その他、専門職大学院に関する事項

当法科大学院の決議事項については、学校法人全体の中でその立場を尊重されており、自主性・独立性が確保されている。【解釈指針9-1-1-3】

当法科大学院内には、運営委員会、自己評価・FD委員会（FD協議会）、入試委員会、採用選考委員会（人事ごとに選任される委員による）、院生協議会担当（専任教員1名）が、設置されている。また、種々の課題を検討する教授会内部チームが設置されている。

基準 9－1－2

**法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。**

（基準 9－1－2 に係る状況）

当法科大学院の管理運営を行うための事務体制として車道教学課が置かれている。車道教学課は、教授会の議事整理、資料作成、必要な調査と情報提供等を行い、教授会の意思決定支援業務と会議運営に関わる学事業務に加え、教務及び学生に関する業務を所管している。《別添資料 9－1》

車道教学課の事務体制は、専任職員 7 名、契約職員 1 名が配置されており、このうち法科大学院を主たる業務としている者は、専任職員 2 名、契約職員 1 名の 3 名である。

また、教員の研究に関する支援については、車道校舎図書館（法科大学院図書室兼務）に司書資格を有するスタッフを配置し、教員と職員が一体となり、教育研究に必要なとなる図書の選書や近隣大学図書館との資料相互利用体制整備等の教育研究環境の充実を図っている。総務課には研究支援担当職員を置き、教員の個人研究費等の研究費管理、教育研究業績の管理、学会や講演会などの研究活動支援や学内・学外研究助成制度の案内等を行っている。

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

当法科大学院の学生 1 人当たりの納付金は、1 年次が 155 万円(入学金 20 万円を含む)、2 年次が 135 万円である。学生生徒等納付金収入以外では、大学の学部手数料収入等から一部を当法科大学院の維持費用に充当している。当法科大学院単体の 2010 年度決算では支出超過にはなっているが、法人全体の運営上において教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有している。また、当法科大学院の運営に必要となる予算の申請にあたっては、毎年度、経理課が予算申請説明会を開催しており、ここに当法科大学院を担当する事務職員が出席して説明を聞いた上、予算申請書を作成している。その後、予算申請内容について経営担当副学長及び事務局担当職員と面談し、口頭で予算申請内容について説明する機会が設定されている。【解釈指針 9-1-3-1】

収入の部においては、学生生徒等納付金収入が大きな割合を占めているが、(基準 6-2-2 に係る状況)で入学者数の推移を示したように、入学者数が入学定員を下回る状況に加え、2011 年度からは入学定員を 30 名に減員したため、収入の増加は今後も見込めない。しかし、法科大学院に対する経常費補助金が、収入の部において学生生徒等納付金とほぼ同額あり、財政の安定につながっている。一方で全国的に入学者の減少が進行し、入学生は入学定員の半数を超えない状況が続いている。2012 年度には法務研究科教授会にて、入学定員の 30 名を更に 20 名に削減することが決定されたが、大学評議会では変更するかどうかを改めて検討することが確認され、2013 年度には法科大学院将来計画検討プロジェクト会議でも確認し、その算定基準を踏まえて、会議は答申を策定し、理事会に報告した。法科大学院ではそれを受けて、現在の入学定員を 30 名から、20 名に削減することを法務研究科教授会で再度審議した結果、2015 年度入学定員から 20 名に削減をすることを決定し、大学評議会・理事会に了承された。

支出の部においては、人件費支出が大きな割合を占めている。毎年度支出の 60%超が人件費支出であるが、法科大学院教育においては教育の充実を図ることが最重要であり、必然と人件費支出が高止まりとなる状況である。

2 特長及び課題等

(1) 特長

(基準9-1-3に係る状況)で財政的基礎について言及したように、当法科大学院の収入面における特長は、法科大学院を対象とした文部科学省による経常費補助金の一項目である「法科大学院支援経費」が大きな割合を占め、財政の安定化につながっていることである。補助金額の算定は、①収容定員に対する在籍学生数の割合、②入学者に対する実務等の経験を有する者又は法学未修者の割合、③担当教員数に対する在籍学生数の割合、④担当教員数に対する実務経験のある教員数の割合、⑤専門職大学院等教育推進プログラムの採択の有無、が根拠となる。2013年11月には、文部科学省が新たに「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」を検討し、法科大学院に対する公的支援の大幅な見直しを行っている内容が通知された。直近の入学定員の充足率を補助金算定の基準に新たに盛り込むなど、入学定員の削減策を全面に打ち出した。この内容は直ぐに法科大学院将来計画検討プロジェクト会議でも確認し、その算定基準を踏まえて、会議は答申を策定し、理事会に報告した。法科大学院ではそれを受けて、現在の入学定員を30名から、20名に削減することを法務研究科教授会で審議した結果、2015年度入学定員から20名に削減をすることを決定し、大学評議会・理事会に了承された。当法科大学院の教育研究基盤を将来的に安定的なものとするために、上記①～⑤について留意し、学生生徒等納付金に加え経常費補助金を確実に取り込むことができるように学生の確保と教員配置を意識した法科大学院運営を継続して行っていくことが重要である。

(2) 課題等

法科大学院を取り巻く環境は年々厳しさを増し、その結果、法科大学院入学出願者数の減少、法科大学院入学者数の減少、司法修習生の就職問題や司法試験予備試験の導入などの外的な要因もあり、当法科大学院も入学定員を充足することが困難な状況である。また法科大学院間の競争も熾烈になると同時に、司法試験合格実績上位校に学生の入学意識が高まり、当法科大学院も一層の教育力向上が求められている。特に、教員組織の充実が法科大学院教育において最重要である。当法科大学院の専任教員数については、18名の枠を学校法人愛知大学において予定として確認されている。確認された教員組織計画に従い教員組織の充実を図ってきたが、同時に法科大学院の支出において「人件費支出」が漸増している。入学定員30名を充足できず、学生生徒等納付金収入も減少し、「法科大学院支援経費」収入も頭打ちの状況にある。

当法科大学院が競争力を高め、教育の理念及び目標を達成するためには、限られた予算を効果的に支出し、選択される法科大学院になるよう教育機関としての価値を高め、補助金収入に加え、それ以外の財政的基盤を確立することが重要であり、大学経営も意識した法科大学院運営が求められている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

(1) 図書館

当法科大学院では、車道校舎本館5階に法科大学院専用の図書スペースとして、学生用キャレルデスクと一体化した室内に法科大学院図書室を設けている。法科大学院図書室は、学生の教育・学習面での利便性を考慮し、平日・休日を問わず年中無休で24時間利用することができるようにしている。図書については、名古屋校舎を含め学内のどの図書館からも図書を借り出すことは可能である。

蔵書数としては、2011年度において、5階法科大学院図書室には、17,489冊（和書15,685冊＋洋書1,804冊）、4階車道図書室には、51,944冊（和書51,902冊＋洋書42冊）の蔵書があった。2012年度は、5階法科大学院図書室に、18,237冊（和書16,284冊＋洋書1,953冊）の蔵書があり、5階図書室に法律基本書から外国法に至るまで、法学教育・研究に必要な図書が収蔵されている。2013年度、5階法科大学院図書室には、20,240冊（和書18,398冊＋洋書1,842冊）と増加している。また、法律基本科目の基本書など、利用頻度の高い書籍は複数（2～5冊）を配架し、貸し出し中のため他の学生が利用できないという状態がなく、利用したい時はいつでも利用できる状態にしている。《別添資料 ガイドブック P32》

法科大学院図書室への出入り、休日の本館全体への出入りについては、ICカードによる出入管理を行う（専門職大学院の学生及び教職員のみに限定）ことで、学生の適切な学習環境を確保できるように安全面にも配慮している。

なお、本学の図書館は、東海地区大学図書館協議会に加盟しており、近隣大学図書館との資料の相互利用が可能な体制を整備している。またオンラインによるOPAC検索、国内外の各種判例・法令データベース検索等のICT環境が整っている。

図書館を適切に運営するため、専任職員に加え、契約職員と業務委託による司書職員を置いている。《別添資料 パンフレット P12》

【解釈指針10-1-1-3】 【解釈指針10-1-1-4】 【解釈指針10-1-1-7】

(2) 自習室

法科大学院図書室内には1人1席のキャレルデスク（全部で149席、専用）と個人ロッカーが設置され、キャレルデスクには、有線LAN及び無線LANが配備されており、勉学の拠点として効果的に利用されている。さらに、法科大学院図書室内には検索用パソコン、コピー機、スキャナ、プリンタ、大型パンチ、裁断機等も設置されており、学生が課題レポートやレジュメを作成する際に利用されている。法科大学院図書室内には図

書の自動貸出返却機を設置するとともに、図書館受付カウンターを設置し、4階車道図書館との有機的連携が可能となる運営をしている。また愛知大学図書館ホームページに掲載されている種々のオンライン・データベースにアクセスすることも可能であり、学生の学習を支援している。《別添資料 パンフレット P13》【解釈指針 10-1-1-2】

（３）研究室・共同研究室・講師控室

当法科大学院では、車道校舎本館 6 階に法務研究科長室、個室の研究室、共同研究室、教員用ラウンジ及びミーティングルーム（7 室）を設けている。常勤の専任教員は全員、個室の研究室を有している。みなし専任及び兼任の教員は共同研究室となっているが、共同研究室にはそれぞれ仕切りのついたデスクを配置し、個室性を確保した設備となっている。各研究室には有線 LAN 及び無線 LAN 環境を完備しており、研究室から資料検索等ができる図書館のデータベースへのアクセスも可能となっている。兼任教員及び非常勤教員のための講師控室は、11 階にある。教員用にキャレルデスクを設置し、研究や講義の事前準備に利用できる。講師控室にはプリンタ、コピー機や各種新聞も設置されている。上述の教員用ラウンジ、ミーティングルーム及び講師控室には応接セットや机イスが配置され、教員が学生と面談できるつくりになっている。

【解釈指針 10-1-1-5】 【解釈指針 10-1-1-6】

（４）法廷教室・教室

当法科大学院が授業に使用する教室等は、全て車道校舎本館に設けられており、法廷教室（42名収容）と講義室・演習室を軸に授業を展開している。法廷教室には授業収録装置も完備しており、模擬法廷などを録画して教材として利用している。なお、車道校舎の再編にあたり、法廷教室の調度を裁判員裁判用の法廷に改修した。講義室・演習室ともに、学生が資料を参照しつつ授業を受け、また議論できる手元スペースを確保できるように、クラス定員以上の座席数を確保し、ゆとりを持たせている。また少人数教育に対応できるように、本館10階・11階にはゼミ室が9室確保されている。【解釈指針10-1-1-1】
《別添資料 ガイドブック P31、パンフレット P12》

2 特長及び課題等

(1) 特長

学生の学習環境を充実させる施設、設備としてのハード面では、24時間利用可能で、図書館と一体となったキャレルデスクの設置、また全学生に最新のノートパソコンに法律用のソフトウェアをプリインストールして貸与するというサポートを行っている。

また、ソフト面では、このパソコンを使いメールによるコミュニケーションや判例・法令といった法情報アクセスに活用し学習に役立たせるようにサポートを行っている。また、学生がパソコンを利用するにあたりヘルプデスクが設けてあり、常にトラブル対策を行って、学習に支障の起きないようにサポートを行っている。

(2) 課題等

潤沢ではない法科大学院図書予算の枠内で、利用者の収蔵リクエストに応えつつ、蔵書の充実を図っているが、ユーザーのあらゆるリクエストには対応できない問題を抱えている。図書館資料が、徐々に電子化し蔵書数の拡充だけではなく、多様なメディアを学生の学習環境に提供できるように腐心している。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

当法科大学院の自己点検及び評価を実施するため、当法科大学院において自己評価を担当する組織単位は、法務研究科教授会内部委員会の自己評価・FD委員会と全学自己評価委員会であり、教育内容及び方法の自己評価及びその改善や向上を図ることを目的とし、自己評価・FD活動の具体的な実施を担当している。自己評価・FD委員会の委員は、4名の専任教員で構成されている。全学自己評価委員会には法科大学院から1名の専任教員が選任され、愛知大学全学の自己評価委員として評価に携わっている。

愛知大学法科大学院自己評価・FD委員会規程の第3条では、活動内容として下記の活動を規定している。

- （1） 全学的な自己評価委員会及びFD委員会との連絡及び調整
- （2） 法科大学院の自己評価活動
- （3） 法曹教育に関するFD活動の情報・資料の収集及び広報活動
- （4） 法曹教育の実情などの視察
- （5） 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の開催
- （6） 教材の選定及び作成
- （7） 学生による授業評価及び教員相互による評価（ピアレビュー）の実施
- （8） その他、法曹教育の発展のための諸活動

教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況等については、適宜自己評価・FD委員会で論点を整理した上、全専任教員参加によるFD協議会や教授会での議論にかけられ、その都度自己点検・評価が行われている。また、修了者の進路及び活動状況については、可能な限り教学課において把握する体制をとるとともに、全教員の情報を集中するようにしており、教授会内部に設けられた修了生・準修了生総合支援チームや弁護士法人との連携チームにおいても、具体的な状況を把握して必要な対策を講じるようにしており、これらの情報収集、対策・検討の状況は、適宜教授会に報告され、自己点検・評価がなされている。

【解釈指針11-1-1-1】 【解釈指針11-1-1-2】

また、当法科大学院では、全学の自己評価委員会が決定した自己点検・評価の項目について、毎年継続的に点検・評価を実施しており、2011年度は「教員組織」について自己点検を実施した。

基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 11-1-2 に係る状況）

当法科大学院では、自己点検及び評価の結果について、今までのところ外部評価による検証を行っていない。外部評価の導入に向けて、2011 年度第 8 回法務研究科教授会（2011 年 12 月 14 日）における報告・協議事項の「9. 自己評価書作成の進捗状況について」で協議・検討に入ったところである。【解釈指針 11-1-2-1】2012 年度にその実施に関して法務研究科教授会で決定したが、2013 年度は法科大学院将来計画検討プロジェクト会議による検討を優先し、実施がされなかった。

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

（基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況）

解釈指針11-2-1-1に示された（1）～（11）の各項目の当法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、ホームページ、ガイドブック、パンフレットや愛知大学通信等を通じて、毎年度適切に情報公開している。《別添資料 ガイドブックP1～P9、パンフレットP2、ホームページ「HP:法科大学院概要」》【解釈指針11-2-1-1】

情報の公開にあたっては、文字だけではなく、図表・イラスト・概念図・写真を適宜使用し、社会が正しく当法科大学院を理解できるように工夫している。また、在学生や修了生のインタビューもパンフレットに掲載し、情報公開している。パンフレットなどの印刷物については、具体的には、下記の方法にて社会に周知している。

- （1） 自己点検・評価年次報告書は、愛知大学公式ホームページに掲載して公表
- （2） 当法科大学院主催の進学相談会及び新聞社主催の進学相談会において、パンフレットの配布ならびに使命・目的・教育目標を来場者に対して教職員より説明
- （3） ホームページ等からの資料請求により資料を配布
- （4） 大学構内設置のラックにパンフレットを置き配布
- （5） 雑誌等での広報

また、教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績についても、愛知大学公式ホームページ「愛知大学研究者情報データベース」にて公開するとともに、自己点検についてもホームページで公開している。【解釈指針 11-2-1-2】

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 11-2-2 に係る状況）

当法科大学院の設置準備に係る資料、学期末定期試験問題、学生の答案、授業評価アンケート、授業参観報告書など教育活動等に係る資料、情報などは、車道教学課及び法務研究科教授会内部委員会が調査、収集を行い、車道教学課金庫、キャビネット及び倉庫に保管している。文書の保存については、文書保存規程で規定された種別に応じた保存期間に従い保管している。【解釈指針11-2-2-1】【解釈指針11-2-2-2】

2 特長及び課題等

(1) 特長

情報の公開は、ウェブサイト上のホームページ、パンフレット、法科大学院募集要項等において適切になされている。資料の保管も、文書保存規程に基づき整理されて保存しており、いつでも必要な資料が取り出せるようになっている。

(2) 課題等

基準 11-1-1 に記載された「適切な評価項目」の各項について、当法科大学院では各委員会等で検討しているが、規程に盛り込まれていない。

基準 11-1-2 に記載されている「自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証」に関して、外部機関による評価をこれまでのところ実施していない。2012年度にその実施に関して法務研究科教授会で決定したが、2013年度は法科大学院将来計画検討プロジェクト会議による検討を優先し、実施がされなかった。